



プーチン政権下の司法制度の展開 : 付:邦訳「ロシア連邦陪審員法」(2004年)

森下, 敏男

(Citation)

神戸法学年報, 22:1-58

(Issue Date)

2006

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/E0032300>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/E0032300>



[研 究]

プーチン政権下の司法制度の展開

——付：邦訳「ロシア連邦陪審員法」（2004 年）——

森 下 敏 男

はじめに

第 1 章 2001 年以降の司法制度改革

- (1) 裁判官の定年制など
- (2) 裁判官の資格
- (3) 任命手続など
- (4) 裁判官の不可侵性
- (5) その他の諸改革

第 2 章 裁判官協会

- (1) 裁判官協会機関法
- (2) 第 6 回全ロシア裁判官大会
- (3) 裁判官資格協議会の活動

第 3 章 憲法裁判所の展開

- (1) 2001 年憲法裁判所法改正
- (2) ゴリキン憲法裁判所長官の選出
- (3) 憲法裁判所移転問題

第 4 章 仲裁裁判所と仲裁参審員制

- (1) 仲裁裁判所の改組
- (2) 仲裁参審員制度

第 5 章 検事総長の交代をめぐる諸問題

(1) ウスチノフ検事総長の解任

(2) 大統領後継問題か、家具事件か

おわりに

はじめに

筆者は5年前に「現代ロシアの司法制度改革」(『神戸法学年報』17号、2001年。以下前稿とはこの論文を指す。なお同年の国際問題研究所『ロシアにおける司法制度改革の動向』所収の拙稿に前稿の若干の追加がある)を著した。それは社会主義時代末期から1991年の社会主義の崩壊を経て、2000年に至るロシア司法制度の転換過程(エリツィン時代といつてよい)を対象としたものであった。そこでは、司法制度改革が行き過ぎているという評価が当時あったことを紹介している。それは裁判官の身分保障が徹底し、終身制になったことなどを指していた。2000年にプーチン政権が成立して以来、エリツィン時代に一応完了していた立法・行政機関の改革に続く「改革の第二段階」として司法制度改革が取り上げられたが、その一つの方向性は、裁判所制度の自由化の行き過ぎを是正することに向けられていた。大統領府副長官コーザックを長とする司法制度改革チームによって改革は推し進められてきたが、それは、裁判官の終身制を廃止して定年制を導入するだけでなく、全般的に裁判所に対する規制を強化する傾向がみられる。本稿は、前稿で取り上げた時期以降の5年間の司法制度の展開の基本的側面を明らかにすることを目的としている。

裁判所に関する基本的法律(憲法的法律)としては、既に裁判システム法、憲法裁判所法、仲裁裁判所法、軍事裁判所法が制定されているが、まだ普通裁判所法は制定されていない。レベジェフ最高裁長官によれば、さらに最高裁判所法の制定も考慮されているようである(ロシア司法05年1-2号5頁)。これらの空白は裁判システム法や裁判官地位法等々である程度カバーされている

が、完全ではない。そのため社会主義時代の 1981 年の「ロシア共和国裁判所構成法」は、現在でも現行法として機能している。したがって裁判官の人事や裁判所の改組等の一部は、現在でも裁判所構成法に依拠して行われている。例えば 2005 年 11 月にはロシア連邦最高裁破棄部の 3 人の裁判官の任命が、裁判所構成法第 62 条の 1 に基づいて、上院で承認されている（ロシア連邦法令集 05 年 47 号 4831 番 - 4833 番）。

第 1 章 2001 年以降の司法制度改革

ここでは普通裁判所の展開を中心に述べることにする。主要な改革は 2001 年に行われたが、以後も朝令暮改的に改革が続いている。

(1) 裁判官の定年制など

まず 2001 年の裁判システム法（憲法的法律）第 14 条の改正（法令集 01 年 51 号 4825 番）、および裁判官地位法第 11 条の改正（法令集 01 年 51 号 4834 番）により、裁判官の定年制が導入された。それまで連邦裁判所裁判官は、憲法裁判所裁判官を除き、終身制であったが、2001 年の改正により、65 歳の定年制が規定されたのである。ただしこれまで終身制と信じていた裁判官が、突然定年退職を強いられることになるため、その施行は 3 年後からとなっていた。さらに 2005 年のこれら二つの法律の改正（法令集 05 年 15 号 1274 番、法令集 05 年 15 号 1278 番）により、定年は 70 歳に延長された（ロシアの平均寿命は、男子 58 歳、女子 72 歳であるから、70 歳というのはかなりの高齢である）。これは 65 歳定年制時代に任命された裁判官にも適用される。

裁判所の正副の長については、これまで任期の定めがなかった。しかし 2001 年の裁判システム法第 13 条改正により、最高裁判所および最高仲裁裁判所の正副長官、その他の普通裁判所および仲裁裁判所の正副の長の任期も新たに設けられ、6 年と定められた。同一人物が連続二回を超えてこれらの同じポスト

に就くことはできない。この6年の任期制限は、この法律改正によって直ちに実行に移されるわけではない。これまで任期なしに任命されていた裁判所の正副の長には、段階的に任期制限が適用される。例えば、2001年1月1日から改正法の施行までの期間に任命された者は、2003年の、任命された年の同じ月日から、6年の任期の計算が始まることになる(2001年改正法第3条)。

2001年の裁判官地位法の改正では、裁判官の任期についてさらに詳しい規定がおかれている(第11条)が、重要なのは裁判官の試行期間の設定である。憲法裁判所、最高裁判所および最高仲裁裁判所の裁判官を除き、他の連邦の裁判官は、最初は3年間の任期付きで任命され、その期間経過後、定年まで期間を制限されない裁判官に任命されうる(任命されないこともありうる)のである。この試行期間の規定は、改正前も、末端の地区裁判所裁判官等にはあったのであるが、それが拡大されたのである。

定年や任期満了で退職するのは、その最終日を含む月の末日である。裁判官資格協議会の決定による期限前の職務の終了(事実上の解任)の場合は、その決定の翌日が退職日となる。定年または任期満了で退職する場合、交代の新裁判官が職務に就くまで、または退職裁判官が関与している事件の実質審理が終了するまで、職務を続行する。このように退職後も一定の場合職務を継続するというルールは、ロシア社会ではしばしばみられたことである(例えば、憲法裁判所長官トゥマノフは1997年10月に定年となったが、翌1998年2月にバグライ長官が選出されるまで長官の地位を維持し、新長官選出の選挙にも加わっていた)。ただし2005年の裁判官地位法の改正により、「交代の新裁判官の着任までの職務の続行」の部分は削除された。

また連邦構成主体の憲法(憲章)裁判所の裁判官の任期および定年については、これまで規定がなかったが、2005年の裁判官地位法の改正により、それぞれの連邦構成主体の法律によって定めることができたことが明記された。

(2) 裁判官の資格。

2001 年の裁判官地位法の改正は、裁判官の年齢資格、法律専門職の必要経歴年数について、裁判官の職務別に詳細に定めた（第 4 条第 1 項）が、大きな変化があるわけではない。例えば憲法裁判所の裁判官は、40 歳以上で、15 年以上の専門職の経歴が必要である。地区裁判所裁判官、連邦構成主体仲裁裁判所裁判官、治安判事などは、25 歳以上で 5 年以上の専門職の経歴が必要である。法律専門職としては、国家機関・地方自治機関での勤務、弁護士・公証人の職務、団体（企業など）法務部の職務、法学研究・教育機関の職務その他が列記されている。

裁判官志望者には、裁判官の職務遂行の妨げとなるような病気に罹患していないことを証明する医学診断書の提出が新たに義務づけられた（第 4 条の 1）。

裁判官資格試験の手続も詳細に規定され直したが、大きな変化はない。「試験委員会は所定の書類を提出した市民の受験を拒否する権限を有しない」などと、当然のことがわざわざ規定してある。このような規定を設けないと試験委員会の恣意的な官僚主義的対応が後を絶たないのであろう。試験合格後、合格者は、裁判官資格協議会に、欠員のある裁判官の職に推薦するよう申請書を提出する。裁判官資格協議会は、申請者のうちの一人を裁判官として推薦する決定を採択する（要件を満たす申請者がいない場合は、誰も推薦せず再募集する）。この推薦または推薦拒否の決定は、手続違反の面から、または実質的な内容についても、裁判所で争うことができる。（このように個別に「裁判所に訴えることができる」と明記されることが多いのも、ロシア法の特徴の一つである。権利を侵害された者は一般的に裁判所に提訴しうるのであって、わざわざ個別に規定する必要はない。このように個別に規定するため、その反対解釈として、規定のない場合は提訴できないという解釈を生むことにもなる。例えば先にみたように、資格試験の受験を拒否してはならないと定めながら、拒否された場合については、裁判所に提訴しうるとは規定されていない）。さて裁判

官候補者として推薦を受けた裁判所の長は、推薦に同意する場合は、その者の任命について提案を行う（その提案を受けて大統領が任命する）。裁判所の長が推薦に不同意の場合は、裁判官資格協議会に再審理を求める。裁判官資格協議会が3分の2以上の多数で最初の推薦決定を再確認した場合は、裁判所の長は、その者の任命を提案しなければならない。この「3分の2以上」は、改正前は「過半数」であった。裁判所の長の権限がこの点で強化された。

(3) 任命手続など

2001年の裁判官地位法の改正により、裁判官の任命手続がより詳細に定められた。最高裁判所および最高仲裁裁判所（以下二つの最高裁と略することがある）以外の普通裁判所・仲裁裁判所（以下下級裁判所と総称することがある）の裁判官の任命に際して、最高裁判所および最高仲裁裁判所の長官は候補者を大統領に提案するのであるが、その際、以前は当該「連邦構成主体の立法機関の意見を考慮に入れる」ことになっていたが、この括弧の部分が削除された（第6条）。元々煩瑣すぎる手続であったが、その削除によって裁判官人事の集権化が進んだことになる。

次に裁判所の正副の長の人事に関する規定が新設された（第6条の1）。これまで二つの最高裁の長官人事については、憲法その他で規定されていたが、副長官や下級裁判所の正副の長の人事手続は規定されていなかった。実際には、例えば下級裁判所の正副の長は、その裁判所の幹部会（幹部会の構成員は大統領が任命していた）によって選出されていた。内部自治による民主的手続が存在したわけである。しかし今回の改正により、正副所長も大統領が任命することになった。他方で、正副長官、正副所長の任命に際しても、一般裁判官と同じように、対応する裁判官資格協議会の肯定的結論が必要となったので、大統領が独断で任命したり、上院に提案したりすることは不可能となった。

二つの最高裁の副長官の任命手続も、長官と同じように、大統領の提案に基

づいて上院が任命する。それに先立ち、二つの最高裁の長官は、最高裁判官資格協議会の肯定的結論を得て、大統領に副長官の候補者を提案することになる。

下級の普通裁判所、つまり州レベルの普通裁判所（共和国最高裁判所、州・道裁判所、自治州裁判所、自治区裁判所、モスクワ市・サンクトペテルブルク市裁判所）、および軍裁判所の正副の長は、最高裁判官資格協議会の肯定的結論を得て、最高裁判所長官の提案に基づき、大統領によって任命される。下級の仲裁裁判所、つまり連邦管区仲裁裁判所および連邦構成主体仲裁裁判所の正副の長は、やはり最高裁判官資格協議会の肯定的結論を得て、最高仲裁裁判所の長官の提案に基づき、大統領によって任命される。地区裁判所の正副所長は、対応する連邦構成主体の裁判官資格協議会の肯定的結論を得て、最高裁判所長官の提案に基づいて、大統領によって任命される。

提案されたが任命されなかった裁判所の正副長官、正副所長の候補者は、1年以上経過後、再び提案されることができる。

裁判所の正副長官、正副所長は、任期満了前であっても、職務の不履行またはしかるべからざる履行の場合、対応する裁判官資格協議会の決定により、職務を終了させられることがありうる。職務を終了した正副長官、正副所長は、ヒラの裁判官として裁判所に留まることができる。

連邦裁判所（地区裁判所を除く）の正副長官、正副所長が任期満了前にその職務の終了を決定された場合、最高裁判所で争うことができる。地区裁判所の正副所長の場合は、最高裁判官資格協議会で争うことができる。

同一人物は、同一裁判所の正副の長として、連続 2 期任命されうる。

2001 年に新設された裁判官地位法第 6 条の 2 は、裁判所の正副の長の権限を詳細に定めているが、ここでは省略する。

治安判事の選任方法については、裁判官地位法と治安判事法の間に矛盾が存在していた（前者は選挙制とし、後者は選挙制または任命制としていたことなど。前稿 87 頁）が、2001 年の裁判官地位法第 11 条の改正により、矛盾が解消

された。つまり連邦構成主体は、その法律によって、治安判事を任命制にするかまたは選挙制にするかを選択でき、いずれの場合も5年以下の期間の任期を定めることができることが明記された。再任も可能（再任の反復も可能）で、その場合の任期は、5年以上の期間を定めることができる。さらに2005年の裁判官地位法の改正により、任期中に定年に達する場合は、その時点で任期満了となることが明記された。

連邦構成主体の管轄する憲法・憲章裁判所（連邦構成主体のうち共和国は憲法裁判所を、その他州等は憲章裁判所を設置しうる）の裁判官、治安判事の任命手続は、2001年の裁判システム法第13条の改正により、「連邦および連邦構成主体」の法律によって定められるとなった。これは「連邦」の語が追加されたものであり、連邦構成主体の自主性がかなり制限されたことになる。

なお2001年から2005年までの5年間に、最高裁判所副長官に2人、最高裁判所幹部会員に1人、最高裁判所裁判官として24人が任命されている。

(4) 裁判官の不可侵性

社会主義崩壊後の1992年の裁判官地位法は、その第16条で裁判官の不可侵性を規定していたが、2001年の改正により、その条項は全文が改定された。それは、一方では、それまで免除されていた裁判官の行政責任・規律責任を復活させたが、他方で裁判官の刑事責任の追及に厳格な手続を定めた。裁判官の行政責任・規律責任の免除は行き過ぎであり、裁判官の放埒な行為を野放しにする傾向があったから、その復活自体は適切であろう。全体としては、裁判官の不可侵性を不当に弱めたとは言えない。ただ体制全体の保守化の動きのなかで、司法権の独立の弱化につながる危険性はある。

まず裁判官の刑事責任の追及は、より厳格な要件が定められた（同条第3項）。その手続は裁判官のランクによって異なるので、詳細は略すが、例えば二つの最高裁の裁判官、連邦構成主体レベルの州裁判所裁判官などの場合は、刑事訴

追の開始および被告人とする決定は、検事総長によってのみ可能であり（改正前は検事総長代理も）、連邦最高裁判所の 3 人の裁判官からなる合議体による犯罪の指標の存在についての結論に基づき（この部分は新設）、最高裁判官資格協議会（改正前は対応する裁判官資格協議会）の同意を得ることが必要である。

裁判官の不可侵特権は従来通りである（同条第 5 項）。裁判官の身体の搜索も原則として許されない。裁判官の勾留決定は、その手続が以前より厳格になった。例えば州裁判所レベル以上の裁判所の裁判官の場合、検事総長の「申請」に基づき、連邦最高裁判所の 3 人の裁判官からなる合議部によって勾留は決定される。さらに裁判官に対する緊急搜索活動や取調行為についての規定もあるが省略する（同条第 7 項）。

改正前は裁判官の行政責任は問うことができないことになっていたが、改正により、これらの責任を負うことになった（同条第 4 項）。ロシアには行政的違法行為法典という大部の法典があり、それは小刑法とも呼ぶべきものであって、多くの小犯罪を規定している。この法典の定める違法行為を行った場合に追及されるのが行政責任であり、罰金その他の行政罰が科される。例えば州裁判所レベル以上の裁判所の裁判官の場合、検事総長の「提案」に基づき、連邦最高裁判所の 3 人の裁判官からなる合議部によって、行政罰が決定されることになる。

改正前は裁判官の規律責任（労働規律違反に対するもので、戒告、譴責、解雇などの処分がある）も問われることはないことになっていたが、この点も改められた。憲法裁判所裁判官を除き（憲法裁判所裁判官の規律責任の追及は、憲法裁判所の定めるところによる）、規律違反（裁判官地位法違反、裁判官倫理コード違反）を行った場合、裁判官は規律責任を負い、警告または任期満了前の権限終了（解任）の規律罰を科されることがありうる（新設第 12 条の 1）ことになった。規律罰を決定するのは、その権限終了決定権を有する裁判官資

格協議会である。

この規律責任の問題と関連するが、裁判官の権限の終了に関する規定（裁判官地位法第 14 条）にも変更が加えられた。権限終了の事由として、定年が追加されたのは当然である。第 2 号の表現が、「健康状態またはその他の尊重すべき原因により裁判官の権限を行使することができないこと」と簡潔な表現となった。改正前は権限の行使が「長期にわたってできないこと」等、細かな条件が付いていた。先に見たように、規律罰として裁判官の「権限の終了」（つまり解任）の制度が定められたので、それに対応して、旧規定から「裁判官の名誉および尊厳を傷つけるような、または裁判権の権威を損なうような信頼失墜行為」（旧第 9 号。前稿では「非行」と訳していた言葉を本稿では「信頼失墜行為」に置き換える）は削除された。しかし第 14 条は、裁判官の権限終了の事由の包括的規定であるから、この規律罰による権限の終了も、第 14 条に列挙しなければならない。にもかかわらず、列挙されていない。

この間、実際に解任された裁判官の数などは、第 2 章 (3)「裁判官資格協議会の活動」で示す。

(5) その他の諸改革

①裁判官の再教育

2001 年の裁判官地位法の改正により、裁判官の能力の向上に関する規定が追加された。裁判官は、3 年間に 1 回、専門教育機関で、給与を維持したまま、能力向上の教育を受ける権利を有する（同第 20 条の 1）。既に 1998 年に、最高裁判所の提案に基づき、「ロシア司法アカデミー」が設立されていた（法令集 98 年 19 号 2110 番）。これは裁判官その他の裁判所職員の再教育の教育施設であり、本校のほか全国に 10 の分校をもつ。世界的にも珍しいものである。毎年約 5 万人がここで学んでいるという（ロシア司法 04 年 5 号 2 頁）。ロシア司法アカデミーは、最高裁事務総局と共同で『ロシアの裁判官』という月刊誌を刊

行している。

②最高裁判所事務総局法

普通裁判所（軍裁判所を含む）の活動を事務的に支えるのは、以前は司法省とその地方機関であった。しかし 2001 年の裁判官地位法の改正により、それは最高裁判所に付置される事務総局に変更された（同第 9 条第 3 項）。既に 1998 年に最高裁判所事務総局法が制定されていた。これによって裁判所が財政的に司法省に従属することをなくするのが目的である。

1998 年 1 月の「ロシア連邦最高裁判所事務総局法」（ロシア連邦法令集 98 年 2 号 223 番）によれば、最高裁事務総局は、下級の普通裁判所に、独立して完全に裁判権を行使しうる人事上、財政上、および物質的・技術的な保証を与えることを任務とする。最高裁そのもののこれらの保証は、別に最高裁事務部によってなされる。裁判官協会や裁判官資格協議会の財政的保証も行う（第 1 条、第 5 条）。事務総局の長である事務総長は、最高裁長官がロシア連邦裁判官評議会の同意を得て任命する（第 8 条）。事務総長は、政府による関係予算の審理および議会の審議に参加する権限を有する（第 5 条）。

③裁判官等の安全保証

1995 年 4 月には、「裁判官および法維持・監督機関の公務員の国家保護法」（ロシア連邦法令集 95 年 17 番 1455 番）が制定された。これは、治安に関わる公務員およびその近親者の生命・健康・財産の安全を図る法律である。保護の対象となるのは、裁判官、人民参審員、陪審員、検察官、予審官、捜査官、機動捜索員、内務機関員、保安機関員、刑務官、防諜機関員、連邦税務警察員、執達吏、ロシア連邦大統領・連邦構成主体首長直属統制機関員、連邦国家保護機関員、税関員、税務機関員、狩猟監督機関員、漁業保護機関員、森林保護機関員、衛生・伝染病監督機関員、および財政省・連邦構成主体財政機関統制・監督部員であり、またこれらの近親者である（第 2 条）。

保護の内容としては、本人の同意を得てボディガードや住居警備員を配置す

ること、防火・防犯設備を設置すること、武器を供与すること、一時的・恒常的な移転・職業変更などである。最後の手段として別人格への偽装転換（身分証明書を作りかえ、整形手術で容貌を変える）もありうる（第6条 - 第11条）また死亡、健康侵害、財産損害に備えて国家強制保険に加入し、例えば死亡の場合その職業の平均賃金月額の180倍の保険金が支払われることになる（第20条 - 第21条）。その後保護の対象は追加されていくが、例えば2001年11月の法改正によりロシア連邦会計院の勤務員が、02年12月の法改正によりロシア連邦財政監視委員会の委員が追加された（ロシア連邦法令集01年49号4566番、02年50号4928番）。

ロシア連邦裁判官評議会議長シドレンコによれば、2001年から2003年の間に5人の裁判官と2人の裁判官家族が殺されたという。また2003年だけで、裁判所に対するテロ攻撃や放火を行うという脅迫が12件あった。同年32人の裁判官に対して、内務機関から武器が提供されたという（ロシア司法04年3号73頁）。

同じような保護は、被害者や証人等にも保証する必要がある。そこで2004年8月には、「刑事訴訟手続における被害者、証人その他の参加者の国家保護に関する法律」（ロシア連邦法令集04年34号3534番）が制定された。保護の対象となるのは、被害者、証人、私的告発者、被疑者、被告人、それらの弁護士・代理人、無罪判決を受けた者、刑事訴追が中止された者、鑑定人、専門家、通訳、民事原告等々である。それらの近親者も保護の対象となる（第2条）。保護の内容は、先に見た裁判官等の場合とほぼ同じである。

④裁判官等の社会的保護

1996年1月には、「ロシア連邦裁判官および裁判所事務部勤務員の社会的保護の追加的保証についての法律」（ロシア連邦法令集96年3号144番）が制定された。裁判官の報酬その他の財産的保証については裁判官地位法第19条で定められているが、さらに追加的な保証を定め、その後も改正が重ねられてい

る。

裁判官（憲法裁判所裁判官から治安判事まで）の報酬も引き上げ措置が繰り返しとられている。これは大統領令によってなされているが、2002 年 1 月には 1.6 倍化（ロシア連邦法令集 02 年 4 号 3302 番）、2003 年 9 月には 1.4 倍化（ロシア連邦法令集 03 年 39 号 3752 番）、2005 年 1 月には 1.2 倍化（ロシア連邦法令集 05 年 4 号 257 番）、同年 7 月には 1.8 倍化（ロシア連邦法令集 05 年 31 号 3209 番）が決定されている。

⑤人民参審員制度の廃止

前稿で、2000 年に人民参審員法が成立したことを、同法の翻訳付きで紹介した。それによれば、人民参審員は、以前のように一般の選挙によって選出される（ただし候補者は、共産党によって初めから一人に絞られていた）のではなく、地方自治代表機関が決定することとなった。しかしその翌年 2001 年に成立した新刑事訴訟法典により、刑事裁判における人民参審員の制度が廃止された。さらに 2002 年制定の新民事訴訟法典により、民事裁判においても人民参審員の制度は廃止された。第一審の審理は、いずれも単独裁判官による審理となる。こうしてロシア革命以来の人民参審員制度は全廃され、代わって刑事事件における陪審制のみが、市民の司法権への参加方法として残されたことになる。人民参審員制度の廃止については、反対意見もあった。例えば最高裁第一副長官のラツェンコは、それは裁判活動の官僚主義化を招き、裁判に対する社会的統制を弱める、単独裁判官による審理は誤判の危険性を高めると批判した。政府付属の立法・比較法学研究所のルドニョーフ指導研究員も、人民参審員制度の廃止は、市民の裁判への参加権を定めた憲法第 32 条第 5 項に違反すると論じている（ロシア司法 03 年 8 号 9 頁）。

それに対してある州の刑事部長クルチェンコが反論している。彼によれば人民参審員制度の難点は、人民参審員の不足にあるという。これは、前稿でも紹介したように、人民参審員としての参加を拒否する者が後を絶たないからであ

る。そのため実際に人民参審員として裁判に参加するのは、社会の第一線で活動している者ではなく、年金生活者や退役軍人が多かった。このような状態は正常ではない。現実には 2003 年末までは人民参審員制度は維持されたのであるが、スベルドロフスク州では、被告人達がそれを望んだため、2003 年のすべての刑事事件は単独裁判官によって審理されたという。「人民参審員制度は過去のものだ」というのが彼の結論であった（ロシア司法 04 年 1 号 18 頁）。

第 2 章 裁判官協会

(1) 裁判官協会機関法

1992 年の裁判官地位法にも、裁判官協会（裁判官の自治組織）や裁判官資格協議会に関する簡単な条項（同第 17 条および第 18 条）が存在したが、2002 年には特別法として裁判官協会機関法が制定された（法令集 02 年 11 号 1022 番）。裁判官協会は、憲法裁判所、普通裁判所、仲裁裁判所、連邦構成主体の憲法（憲章）裁判所、治安判事の全裁判官がその構成員である。その目的は、裁判官の権利・合法的利益を守り、また裁判活動の組織的・人事的・資源的保障に参加し、裁判権の権威を高め、裁判官倫理コードの諸要求の実現を保障することにある。裁判官協会は、機関誌『裁判官』を発行している。

裁判官協会の機関として、全ロシア裁判官大会とそこから選出されるロシア連邦裁判官評議会、連邦構成主体の裁判官協議会とそこから選出される連邦構成主体裁判官評議会、各裁判所の裁判官総会が組織される。これらの点は従来と大きな相違はない。そのほか裁判官協会の機関としては、裁判官資格協議会がある。裁判官資格協議会は、裁判官の人事に重要な役割を果たす。その組織構成と構成員の選任方法は、2002 年の新法によって変更された。

旧法（1992 年裁判官地位法）では、裁判官資格協議会は、最高裁判官資格協議会のほか、州レベル以上の各裁判所に設置された。新法では、ロシア連邦

最高裁判官資格協議会と、各連邦構成主体の裁判官資格協議会に整理された。またその構成員は、従来は裁判官だけであり（裁判官協会の機関による選出）、その点が批判の対象となっていたが、新法では、社会（世論）の代表と大統領の代表も加わるように変更された。2004年8月の裁判官協会機関法の改正により、その構成方法は若干変更された（ロシア連邦法令集04年33号3369番）が、それによれば、最高裁判官資格協議会は29人によって構成される。その内訳は、最高裁判所裁判官から選出される2人、最高仲裁裁判所裁判官から2人、連邦管区仲裁裁判所裁判官から2人、仲裁控訴裁判所裁判官から2人、州レベルの裁判所裁判官から4人、連邦構成主体仲裁裁判所裁判官から3人、管区軍事裁判所裁判官から3人の他に、上院（連邦院）が任命する社会（世論）の代表10人、大統領の任命する大統領代表1人である。連邦構成主体の裁判官資格協議会は、原則として21人からなるが、その中でも連邦構成主体内の各裁判所から選出されるメンバー以外に、社会（世論）の代表7人と大統領代表1人が加わる（第11条）。つまりメンバーの約3分の1は、裁判官以外ということになる。

さて2005年2月15日、最高裁判官資格協議会の大統領代表に、ベニヤミン・ヤコブレフ氏が任命された（ロシア連邦法令集05年8号634番）。同氏は旧ソ連邦の最高仲裁裁判所長官、ロシアの最高仲裁裁判所長官を歴任し、任期満了後は大統領顧問を務めていた（ロシア連邦法令集05年6号446番）司法界の大物である。各連邦構成主体の裁判官資格協議会への大統領代表も、五月雨式に任命されている（例えばロシア連邦法令集05年5号369番）。

（2）第6回全ロシア裁判官大会

ソ連邦末期以来、裁判官の自治団体が形成され、第1回全ロシア裁判官大会が1991年9-10月に開かれた。以来1993年に第2回、1994年に第3回、1996年に第4回、2000年に第5回の大会が開かれた。第6回全ロシア裁判官大会

は、2004年11月 - 12月に開催された。大会での発言を通して、ロシア司法の現状を知ることができる（以下の頁数はロシア司法05年1 - 2号による）。

まずプーチン大統領の挨拶によれば、今日裁判所は約600万件の民事訴訟、約300万件の行政事件訴訟（いわゆる行政訴訟ではなく、小型刑法ともいえるべき行政的違法行為法典に基づく処分を決定する裁判である）、約100万件の刑事訴訟、100万件以上の企業分野の訴訟を審理しているという。この4年間で約7,000人の裁判官を増員した。88の連邦構成主体（チェチェンを除くすべての連邦構成単位）で治安判事制が発足した。資格ある裁判官の十分な数が不足しているため、定年を70歳まで高める法案を提出した（4頁）。

次に最高裁長官レベジェフが、以下のような報告を行った。

普通裁判所は、毎年500万件以上の民事訴訟、約100万件の刑事事件、約300万件の行政事件、約100万件の様々の資料を審理しているという。訴訟は増大しており、裁判官の負担は過重であるという。治安判事一人あたり一ヶ月の担当事件数は、刑事5件、民事60件、行政事件およびその他54件だという。

普通裁判所の定員は、連邦裁判官23,172人、治安判事6,553人。欠員は、州レベルの裁判所で598人（13%）、地区レベルで4,155人（21%）、治安判事698人（11%）である。

裁判官の平均年齢は、ロシア連邦最高裁判所で55歳、州レベルの裁判所は48歳、地区裁判所は46歳、治安判事39歳である。65歳以上の裁判官は、最高裁16人（13.5%）、州レベル裁判所79人（2%）、地区裁判所73人（0.5%）である。なお2005年段階で、65歳以上の裁判官は182人といわれる（ロシア新聞05年4月9日）。

裁判官の人材源は、州裁判所の場合、下級裁判所裁判官から99%、法維持機関・国家組織から1%である。地区裁判所の場合は、治安判事48%、検察勤務員13%、内務省勤務員10%、弁護士12%、裁判所職員9%、その他の組織から8%である。これからみると、治安判事から地区裁判所、州レベル裁判

所へと上昇していくのが主要なコースのようである。上級裁判所（州裁判所以上）の裁判官はほとんどが下級裁判所から昇進しているが、下級審は多様であり、弁護士からの転身組も一定数存在するわけである。

裁判官の経歴は、20 年を超えるものは、ロシア最高裁では 70 人（60%）、州レベル裁判所は 1,207 人（31%）、地区裁判所 1,749 人（12%）。20 年以下（10 年を超える）のものは、ロシア最高裁裁判官 48 人（40%）、州レベル裁判所 1,622 人（42%）、地区裁判所 4,537 人（31%）である。10 年以下（3 年を超える）は、州レベル裁判所 816 人（21%）、地区裁判所 4,989 人（34%）、3 年以下は、州レベル裁判所 233 人（6%）、地区裁判所 3,266 人（22%）である。

法学博士の学位をもつものは、最高裁で 16 人、州レベル裁判所 132 人、地区裁判所 163 人である。名誉称号「功労法律家」を授与されたもの、最高裁裁判官で 76 人、州レベル裁判所 329 人、地区裁判所 208 人である。国家褒賞受賞者は、州レベル裁判所で 404 人、地区裁判所で 532 人である。

裁判官希望者で資格試験に合格できないのは、平均 30 パーセントだという（以上 6 頁）。

レベジェフ長官は、裁判官の腐敗に関して次のように語っている。「最近裁判権力機関の腐敗に関する社会の意識に対するマスメディアの決定的影響力が強化されたことを指摘しないわけにはいかない。にもかかわらずマスメディアに怒りを向けてはならない。反対にそれは裁判所の活動についての真実を社会に知らせることに向けられている。それは我々の同盟者なのだ」（7 頁）。

次に、ロシア連邦裁判官評議会議長シドレンコが、以下のような報告を行った。

彼は司法権の独立を強調して次のように言う。「裁判所および裁判官の独立という憲法原則は、議論の余地がないように見える。しかし、裁判官から何かを奪い、どこかでそれを制限することに向けられた法案や提案が規則的に現れる以上、このことは繰り返し言わなければならない。残念ながら連邦院や政府

の新しいイニシアティブはいつもこの同じ精神である」。

裁判システム法第5条は「ロシア連邦においては、裁判所の自主性、裁判官の独立性を奪いまたは弱める法律その他の規範的法令を発することはできない」と定めている。しかるに上院の法案は、資格協議会の裁判官メンバーを減らし、半分未満とする、またこの機関に代表を選ぶ権利を裁判所から奪うといった内容になっている。1989年から2002年まで、裁判官資格協議会は裁判官だけで構成されていた。改正案は裁判官協会の自主性の侵害である。

さらに上院は、最高裁事務総局事務総長の任命権を大統領に移すよう提案している。1998年に創設された事務総局は、裁判権力の自主性・独立性の強化に貢献するものである。それは、裁判所の物質的・技術的、財政的、人事的保障の権限を司法省から最高裁に移転したものであった。司法省も事務総局を支配下に置くよう提案している。司法省は予算を目的外に使っており、裁判官協会は司法省を信用していない。

過去数年間事務総局は、裁判所予算を増やしてきた。普通裁判所予算は、2000年の75億ルーブルから2004年の282億ルーブルへと増大した。裁判所のコンピューター設置や建物修理なども前進してきた(9頁)。裁判官の低賃金は深刻である(10頁)。この3年間で、7人の裁判官と4人のその家族が殺され、100人以上の裁判官が強盗、無頼行為の被害者となった(11頁)。

このようにシドレンコ報告は、司法権の独立を脅かしかねない上院や司法省の対応を批判しており、独立を確保しようとする意欲が感じられる。

次に、ゾリキン憲法裁判所長官が挨拶した。

「ロシア司法の基本的問題点は、その『権力への依存』(おそらく権力自身は、自らの狭い利欲的利益のためにそれを利用する寡占的金融グループに依存しているのであろう)にのみあるのではない。基本的問題は、裁判官を含め、ロシアにおける職業的法意識の依然としてうまくいっていない歪みであり、その低い水準およびそれと結びついた法ニヒリズムであり、法律要員の職業的養

成の依然として低い水準である」(12 頁)。しかしこれは裁判官だけの責任ではない、と彼は言う。裁判官はあまりに多忙で、勉強する時間がないのである。

1 人の裁判官は、3 ヶ月で 150 から 400 の事件を担当しているという。一つの判決を書くのに 2 - 3 時間しかないという。もっとも事件の数だけならアメリカも似たようなものだが、アメリカでは和解が成立することが多く、また助手によるサポートなど、仕事の組織化が進んでいるという。また裁判官の養成について、自主的に法律を解釈する能力をもつためには、弁護士を裁判官として採用することが重要だという。欧米では法律家は「弁護士として始まり、裁判官として終わる」のが普通であるのに対して、ロシアでは逆だという。夜間部や通信制の法学部を出たものが裁判所の書記官や助手になり、彼らが裁判官の人的源泉になっているという (12 - 13 頁)。

次いでヤコブレフ最高仲裁裁判所長官が、以下のような挨拶を行った。

過去 10 年間で事件は 5 倍に増えた。裁判官数は 2 倍になっただけで、その結果負担は 3 倍増となったという。そのため裁判外の解決方法が奨励され、過去 9 ヶ月間に約 2 万件が和解で解決され、10 万 4 千件は簡易手続で処理された。仲裁裁判所裁判官につき、過去 4 年間に 102 件の規律罰事件が審理され、11 人がその権限を期限前に終了させられた (解任)。3 人の仲裁裁判官とその家族 2 人が殺され、4 人が殺人未遂の被害者となった (14 頁 - 15 頁)。

次に、クズネツォフ最高裁判官資格協議会議長が、以下のような報告を行った。

新制度下 (02 年 6 月から 04 年 10 月まで) で、228 人が裁判官資格試験を受験し、193 人がパスした (16 頁)。

過去 4 年間、最高裁判官資格協議会は 1,100 人の推薦申請 (その前の 4 年間に比べて 2 倍増) を受け、そのうち 662 人を裁判官として推薦、182 人は推薦しなかった。連邦構成主体の裁判官資格協議会は、過去 3 年 9 ヶ月に 24,325 人の推薦申請を受け、20,070 人を推薦した。大統領の下には、「連邦裁判所裁

判官候補者予備審査委員会が設置されており、2004 年に、最高裁判官資格協議会推薦の候補者の内 7 人、ロシア連邦構成主体の裁判官資格協議会推薦の候補者の内 50 人につき、追加点検の結果、裁判官としての信頼に値しないデータが存在したとして、その任命を拒否するよう大統領に勧告している。(17 頁)

この 4 年間、裁判官および裁判所指導部の解任（裁判官の名誉・尊厳を傷つけ、裁判権の権威を損なう信頼失墜行為の実行のため）は、196 件。警告という規律罰を受けた者 513 人。その理由は、乱暴なまたは度重なる訴訟手続の違反、審理の遅滞、文書の偽造、不品行などである（18 頁）。

2002 年以來 13 人の裁判所指導部が、期限前にその権限の終了を決定された。過去 4 年間に、最高裁判官資格協議会は、任期満了、定年、健康状態、辞職により、168 人の裁判所の長、その代理、裁判官の権限の終了を決定した。連邦構成主体の裁判官資格協議会は、同じ理由で 6,209 人の権限終了を決定した（19 頁）。

最高裁判官資格協議会は、過去 4 年間、5 人の裁判官の刑事事件の開始に同意し、2 人については同意を拒否した。同意した 5 件の事件は、職務怠慢、故意による違法判決、交通違反、職務上の偽造、中程度の傷害である。連邦構成主体の裁判官資格協議会は、26 人の刑事事件の開始に同意、8 人については拒否した。同意事件の半分以上は、故意違法判決が理由である。この間裁判官について 12 人が有罪判決を受け、2 人は無罪、4 人は刑事事件終了となった（20 頁）。

なお 2002 年 7 月、最高裁判官資格協議会は「裁判官資格協議会規程」採択している。

最後にグセフ最高裁事務総局事務総長が、次のような報告を行った。

憲法 124 条は、「裁判所の財政は連邦予算によってのみ実施され、裁判権の完全かつ独立の行使を保障しなければならない」と定めている。しかし実際には、裁判所は執行権力の保護下にあった。1994 年の全ロシア裁判官大会（第

3 回大会) は、事務総局設置を提案した。1996 年の 4 回大会でこの提案はさらに改良され、1996 年の裁判システム法に採用されるに至った。1998 年、最高裁の発議により、「ロシア連邦最高裁判所事務総局法」が制定された。こうして裁判所の活動の組織的保障機能が、執行権(司法省)から最高裁事務総局に移った(21 頁)。この間予算は増え、建物の新設・修理が進んだ(23 頁)。

現在連邦裁判所の数は 2,713、その定員 23,172 人である。88 の連邦構成主体(チェチェン以外)で治安判事法が制定されている。2004 年 10 月 1 日現在、5,833 人の治安判事がおり、定員の 88.9 パーセントを充足したことになる(24 頁)。普通裁判所裁判官の任命は、2002 年に 1,831 人、2003 年 2,925 人、2004 年の 9 ヶ月で 2,388 人である。なお欠員は 4,240 人である(25 頁)。

第 6 回全ロシア裁判官大会は、132 人から成る任期 4 年のロシア連邦裁判官評議会を選出した。その内訳は、憲法裁判所裁判官 2 人、普通裁判所裁判官 103 人(州裁判所長などが多い)、治安判事 5 人、軍裁判所裁判官 5 人、仲裁裁判所裁判官 14 人、連邦構成主体の憲法(憲章)裁判所裁判官 3 人である。そこから 17 人の幹部会が選任され、ロシア連邦最高裁判所裁判官のシドレンコが、裁判官評議会議長に就任した。また 29 人から成る最高裁判官資格協議会が選出され、ロシア連邦最高裁判所裁判官のクズネツォフがその議長に就任した(以上のリストは、ロシア司法 05 年 1 - 2 号 28 - 32 頁)。

大会では最後に、プーチン大統領が結びの言葉を述べた。そこで彼は、ベニヤミン・ヤコブレフが最高仲裁裁判所長官の任期を終えるが、このような高い能力をもつ人材は大統領法法律顧問に任命したいとして、大会の賛成を求めた(27 頁)。その後同氏は、大統領顧問に就任している。

(3) 裁判官資格協議会の活動

裁判官資格協議会は、裁判官の任命・解任に重要な役割を果たしている。裁判官資格協議会は、裁判官の利益を代表する自治機関としての裁判官協会の一

機関であり、その法的性格は明確でない。社会団体のようでもあるが、その機能が裁判官協会機関法によって規定されており、またその重要性からして、国家機関とみなすべきであろう（ロシア司法 03 年 12 号 21 頁）。2001 年と 2003 年のその活動について詳細な報告が公表されているので、その重要部分（特に裁判官の解任について）を紹介したい。

2001 年の場合。裁判官の権限終了（当時の裁判官地位法第 14 条第 1 項）は 889 人である。その内訳は以下の通りである（ロシア司法 02 年 5 号 70 頁）。

表① 2001 年の裁判官の退職理由（号数は、裁判官地位法第 14 条第 1 項）

1 号	本人の意思による辞職	312 人
2 号	健康状態等	12 人
3 号	本人の意思による転職等	86 人
4 号	任期付きの場合の任期満了	401 人
9 号	信頼失墜行為	39 人
11 号	死亡	37 人
	その他	2 人
	合 計	889 人

これらの退職事由のうち、裁判官の身分保障に関連して重要なのは、特に「信頼失墜行為」による解任である。他の事由も濫用の危険性はあるが、特に「信頼失墜行為」という事由はその危険性が高い。2001 年にはこの事由により 39 人が解任されているが、その内訳は、訴訟遅延 9 人、訴訟手続違反 7 人、判決偽造等 6 人、裁判室以外での判決作成 3 人、欠勤・飲酒 6 人、裁判官倫理コード違反 6 人、乱暴狼藉 2 人である。

この「信頼失墜行為」による解任のイニシアティブをとったのは、州裁判所

長 21 人、地区裁判所長 7 人、裁判官評議会 2 人、最高裁事務局 3 人、検察官 3 人、市民の訴え 3 人である。

「信頼失墜行為」で解任された裁判官は、職歴 5 年未満のものが 26 人と多く、未熟な裁判官が多い。「信頼失墜行為」を行なった裁判官の前歴は、検察官・予審官 14 人、内務省職員（警官）7 人、弁護士 5 人、経済界 3 人、その他の団体 10 人である。

他方で「信頼失墜行為」による解任を拒否したケースは、187 件ある。そのうち 16 件は自発的辞職に至り、81 人は戒告処分を受けた。

2003 年の場合。最高裁判官資格協議会の決定（最高裁判所、最高仲裁裁判所、連邦管区仲裁裁判所、軍管区裁判所の裁判官などを対象とする）と、連邦構成主体の裁判官資格協議会の決定（州レベル以下の裁判所の裁判官を対象とする）に分けて表示する（2001 年 12 月改正の裁判官地位法第 14 条第 1 項。ロシア司法 04 年 5 号 51 - 55 頁）。

表② 2003 年の全国レベルの裁判官の退職理由（最高裁判官資格協議会決定、号数は、裁判官地位法第 14 条第 1 項）

1 号	本人の意思による辞職	44 人
2 号	健康状態等	4 人
4 号	任期付きの場合の任期満了	3 人
5 号	定年	10 人
10 号	死亡	8 人
	その他	3 人
	合 計	72 人

表③ 2003 年の地方レベルの裁判官の退職理由（連邦構成主体の裁判官資格協議会決定、号数は、裁判官地位法第 14 条第 1 項）

1 号	当人の意思による辞職	276 人
2 号	健康状態等	28 人
3 号	当人の意思による転職等	163 人
4 号	任期付きの場合の任期満了	1,820 人
5 号	定年	2 人
10 号	死亡	38 人
	その他	3 人
	合 計	2,330 人

既述のように、2001 年の裁判官地位法の改正により、裁判官の権限終了事由から「信頼失墜行為」が削除され、それは規律罰に関する別の条項に取って代わられた（第 12 条の 1 の第 1 項）が、実質的には違いはない。2003 年には、この規律罰によって 70 人の裁判官が解任された。その中で比較的高い地位にあるものとしては、ブリャーチア共和国最高裁裁判官が一人いるが、他は地区裁判所裁判官が多い。その他 240 人の裁判官が、規律罰として「戒告」処分を受けている。ここでもブリャーチア共和国最高裁裁判官が一人含まれるが、他はやはり地区裁判所裁判官が多い（ロシア司法 04 年 5 号 55 - 56 頁）。なお 2004 年の裁判官解任数は 60 件といわれる（独立新聞 05 年 9 月 28 日）。

表④ 裁判官の解任数（1998 - 2001 年は「信頼失墜行為」、2002 年以降は規律違反、2001 年の数は、先の表①と一致していない。ロシア司法 04 年 5 号 56 頁）

年	解任数
1998	115
1999	92
2000	75
2001	45
2002	36
2003	70

裁判官解任の例を示す。

2003 年 12 月に治安判事チエルヌイシェワは、クラスノヤルスク道裁判官資格協議会によって、規律違反を理由に解任された。彼女はその取消を求めて道裁判所に提訴したが、後者は請求を棄却した。2004 年 3 月、連邦最高裁民事部も、原判決を承認した。その理由に依れば、同治安判事は、ある解雇撤回および建物明け渡し訴訟において、被告側代理人の欠席のまま（裁判日程が届いたかどうかも確認せず）開廷し、検察官の出席が義務的である事件であるにも関わらずその出席を求めないまま裁判を行い、判決を下すと、その謄本を被告に送らないまま直ちに執行を命じた。このような行為は裁判権の権威と裁判官の名誉を傷つけ、裁判所の正義、公平および独立について社会の信頼を損なうものである。したがって最高裁は、規律罰として同治安判事の権限を終了させるのは根拠があるとしている（ロシア司法 04 年 5 号 56 - 57 頁）。

任期満了による権限終了の当否が争われたケースがある。カスパロフ事件である。カスパロフは、マハチカラ市地区裁判所裁判官であったが、2003 年 2

月、ダゲスタン共和国裁判官資格協議会により、任期満了でその権限を終了させられた。彼は同共和国最高裁に訴えたが、請求は棄却された。しかし 2003 年 9 月、連邦最高裁民事部は原判決を破棄し、カスパロフの裁判官としての地位の継続を確認した。彼は、1993 年 2 月、ダゲスタン共和国最高会議により、10 年の任期で裁判官として選任された（当時のダゲスタン共和国憲法第 141 条がそのような任期を定めていた）。しかし 1992 年の裁判官地位法第 11 条により、裁判官の任期制は廃止されていた。1993 年 4 月 14 日のロシア連邦最高会議決定により、この裁判官地位法第 11 条の効力は、ロシア連邦の普通裁判所の全裁判官に及ぶ。裁判官の任期に関わる決定は連邦の専管事項であり、ダゲスタン共和国憲法第 141 条による任期の制限は、連邦の法律に矛盾している。このようにして連邦最高裁民事部は、カスパロフの請求を認容した（ロシア司法 04 年 5 号 55 - 56 頁）。

さて裁判官資格協議会の重要な権限の一つは、裁判官候補者を選抜することにある。これについて裁判で争われたケースがある。ナウメンコ事件やニキーチン事件がそれである。

ナウメンコは、2003 年 7 月の最高裁判官資格協議会決定により、裁判官候補者としての推薦を拒否された。その不当性を主張して連邦最高裁に訴えたが、後者は、同年 8 月請求を棄却し、最高裁破棄審も、同年 11 月、原判決を承認した。それに依れば、裁判官資格協議会は、提出された書類・情報を考慮して志願者の人格を示すすべての事情を総合的に審査する。そして多数決で候補者としての選抜の是非を決定するのである。本件の場合、志願者の専門的能力、経歴・経験、これまでの仕事の結果、実務的・道徳的資質を考慮したところ、裁判官資格協議会メンバーの過半数の支持を得られなかったのである。裁判所は、自ら原告が裁判官候補者として適格であるか否かを直接審査したり、裁判官資格協議会による評価の根拠の有無について介入する権限を有しないのである。ニキーチン事件は、モスクワ市の治安判事を志願したニキーチンが、モス

クワ市裁判官資格協議会によって、知識不足を理由に推薦を拒否された。当人は裁判所に提訴したが、モスクワ市裁判所および連邦最高裁民事部は、ニキーチンの裁判官資格試験の結果は、民事訴訟法と家族法の成績が「可」であり、推薦の拒否は正当であると認定した（ロシア司法 04 年 5 号 53 - 54 頁）。

裁判官が犯罪を犯した疑いがあり、裁判官資格協議会が、検事総長から、刑事事件の開始または被告人としての決定に同意を求められたケースが、2003 年には 7 件あり、内 5 件は同意を与えている。そこで嫌疑を受けている犯罪は、詐欺、犯罪組織結成などの一般犯罪のほか、収賄（これも一般犯罪であるが、裁判官の腐敗を示すものとしてよく問題になる）、故意による不当判決、不当な勾留決定などである。他方で同意を拒否した場合は 2 件あるが、そのうち 1 件は、提出された資料では犯罪実行の根拠が不十分であること、もう 1 件は、過失犯で損害を賠償していること、また被害者も刑事訴追を望んでいないことをあげている。また 2003 年に、裁判官を被告人とする刑事裁判で 4 件の裁判が終了している。そのうち 3 件は、故意による不当判決を含む犯罪であり、それぞれ有罪判決が出ている。ただしその刑は、懲役 2 年（執行猶予付き）、懲役 3 年（その後恩赦）、懲役 1 年（その後恩赦）と、軽い。もう 1 件は、当事者の和解（刑事訴訟法典第 25 条）により裁判は終了している（ロシア司法 04 年 5 号 61 頁）。

裁判官資格協議会は、裁判官に関する市民の訴えも受理する。2001 年には 18,747 件、2003 年には 20,167 件の訴えが受理された（ロシア司法 02 年 5 号 71 頁、04 年 5 号 59 頁）。2003 年の内訳は次のようである。

表⑤ 裁判官資格協議会への市民の訴えの内容 (2003 年)

訴訟法違反	7,832	(38.9%)
訴訟遅延	5,365	(26.6%)
訴訟関係者に対する非倫理的態度	1,419	(7.0%)
日常生活における不品行	60	(0.3%)
判決に対する不満その他	5,491	(27.2%)
合 計	20,167	(100%)

なお裁判官の信頼性に関する世論調査の結果、裁判所の活動に満足していると答えたのは 7 パーセントのみで、他に 12 パーセントが部分的に満足していると答えた(ロシア新聞 06 年 4 月 26 日)。ビジネスマンを対象にした調査では、64 パーセントの人が、「裁判所には腐敗が存在する」と信じているという(独立新聞 05 年 9 月 28 日)。

第 3 章 憲法裁判所の展開

(1) 2001 年憲法裁判所法改正

2001 年 2 月 8 日の憲法裁判所法改正(法令集 01 年 7 号 607 番)は、12 年であった憲法裁判所裁判官の任期を、15 年に延ばした。同時に 70 歳と定められていた定年制を廃止した(第 12 条)。しかし同年 12 月 15 日にはこの点が再び改正され(法令集 01 年 51 号 4824 番)、70 歳の定年制が復活した(この点は 2005 年 1 月 1 日より施行)。相変わらずの朝令暮改ぶりである。朝令暮改はここで終わらず、前の改正が施行された 2005 年の初頭には、再び改正された(法令集 05 年 4 月 5 日)。つまり任期制は廃止され、70 歳の定年制のみ残ったのである。そしてこの改正は、憲法裁判所の現役裁判官すべてに適用されることになっている。つまり任期付きで任命された裁判官も、任期は消滅するのである。そ

の結果、後述のように、ゾリキン裁判官は、2006 年に憲法裁判所長官に三選されることが可能となった。ゾリキンのための改正という噂もある。

2001 年 12 月の改正では、憲法裁判所裁判官の不可侵性の関する規定（第 15 条）も改正され、他の裁判所裁判官と同じように、その責任を強化する措置が採られた。事件の審理に際して表明した意見のために責任を問われることはないという規定（第 2 項）には、職権濫用のため確定判決で有罪とされた場合を除くことが追加された。裁判官の逮捕・搜索等の規定は削除され、他の裁判所の裁判官と同じく、裁判官地位法の規定によることになった。規律責任の規定が新設され、規律違反（憲法裁判所法、裁判官地位法、裁判官倫理コードに対する違反）の場合、憲法裁判所は、警告、裁判官の権限終了（つまり解任）という規律罰を科すことができることになった。

2001 年 12 月の改正では、憲法裁判所の判決・決定が必ずしも有効に機能していないという現実を考慮に入れて、それを実効あらしめるための改革もなされた。憲法裁判所法第 79 条第 4 項は、違憲判決により法的規制に空白が生じた場合、憲法が直接適用されると規定するだけであったが、改正により、関係機関が新しい法令を準備すべきことが定められた。さらに第 80 条の改正により、違憲判決後各機関がとるべき措置が期限付きで定められている。例えば憲法的法律または法律が違憲とされた場合は、政府は 3 ヶ月以内に新しい法案・部分改正案を下院に提出しなければならないというように。連邦構成主体が、憲法裁判所判決を尊重しないことがしばしばみられるため、連邦構成主体の諸機関の同様の義務も、詳しく規定されている。

憲法裁判所法第 87 条は、法令・条約が違憲と認定された場合、それらを所定の手続で破棄する事由となること、裁判所・国家機関・役職者はそれらを適用してはならないことを定めている（抽象的審理の場合）。2001 年の改正は、このことを連邦と連邦構成主体に分けてさらに詳細に規定すると共に、違憲と認定された法令・条約に類似の法令・条約についても、それらが 6 ヶ月以内に

破棄・変更されない場合は、権限ある国家機関または役職者は、異議を申し立てるか、またはその無効確認を求めて裁判所に提訴することを定めた。また2004年には憲法裁判所法第100条が改正された。これは権利・合法的利益を侵害された市民または市民の団体が違憲訴訟を提起した場合について、法律が違憲と認定された場合、訴訟費用は補償されることになっていた。しかしその範囲が明確でなかったため、この改正により、その範囲が詳しく列記された（訴訟のために失われた時間の補償を含む）。この改正により、市民（団体）の提訴が容易になった。

(2) ゴリキン憲法裁判所長官の選出。

最高裁判所長官および最高仲裁裁判所長官は、大統領の提案に基づき、上院が任命する（上院はもちろん任命を拒否できる）。それに対して憲法裁判所は、裁判官は大統領が提案し上院が任命するが、その長官は憲法裁判所裁判官が内部で選出する。1991年に憲法裁判所が発足したとき、長官はゴリキンであった。しかし1993年のエリツィン・クーデターに際して憲法裁判所は、エリツィン大統領の言動を憲法違反と認定し（人民代議員大会による大統領解任の根拠となる）、大統領と対立した。その後エリツィン側近の圧力を受けて、ゴリキン長官は辞任を余儀なくされた（憲法裁判所裁判官には留まる）。その後1994年に再出発した憲法裁判所は、長官にトゥマノフ（社会主義時代はブルジョア法批判を専門としていたが、この時期にはエリツィンを支持していた）を選出した。ゴリキンは、1994年3月、ジュガーノフ（共産党議長）、ルツコイ（エリツィンと対立するに至った元副大統領）、グラジエフ（保守系の経済学者・政治家）らと共に、中道左派運動「ロシアのための合意」創設声明に署名し、1996年2月には大統領選に担ぎ上げられる（辞退）など、政治的傾向を帯びた。

さてトゥマノフ憲法裁判所長官は、1997年10月に70歳の定年を迎えた。

1998年2月、19人中12人の票を得て、バグライが新長官に選出された。長官の任期は3年であり（トゥマノフが定年を迎えた1997年から計算）、2000年も長官の改選が行われたが、バグライが18票を得て再選された。2001年、バグライは70歳になり、定年で辞職するはずであった。当時の憲法裁判所法では、バグライを含む1994年以降に選任された裁判官は、任期12年、定年70歳であった（それ以前に任命された裁判官は任期はなく、65歳が定年であった）。しかし2000年8月、憲法裁判所法が改正され、任期は15年に延ばされ、定年は廃止された。これはバグライ長官を再選させる目的があったといわれる。ただしこの変更は1994年以後任命された裁判官にのみ適用されるため、バグライは延命したが、もっとも権威あるリベラルな裁判官であったマルシャコーワ裁判官（副長官を務めたことがある）は、救済されなかった。彼女は、2001年3月、65歳の定年で退官した。

2003年2月21日、憲法裁判所長官の改選が行われた。まず予備選が行われ、19人の裁判官が候補者を選ぶ（複数投票可）のであるが、バグライとゾリキンがそれぞれ11票、ダニーロフが10票であった。上位二人で本選が行われ、10票対9票で、ゾリキンが長官に選任された。大統領府副長官コーザックは予想外の結果に驚いたという。マスコミ関係者も冗談と思った者が多かったという。それほど意外な結果であった。クレムリンが期待していたバグライが敗北したのは、裁判官の自治団体である裁判官協会の反感を買っていたからだという。裁判官に対する規制を強めた2001年の司法制度改革について、裁判官協会（その長は、最高裁長官、最高仲裁裁判所長官、マルシャコーワ憲法裁判所副長官）は強く反対したが、バグライはクレムリンに近い立場をとり、沈黙を保ったことが同僚の不信感を買った。バグライ時代の憲法裁判所の判決は、クレムリンを満足させないようなものは一つもなかったといわれる。裁判官たちは、クレムリンからのいっそうの独立を要求していたといわれる（コメルサント03年2月22日）。

他方でゾリキン長官に対する評価にも微妙なところがある。エリツィン時代の彼の行動からみて、保守派寄りとみるものもある。また 2000 年にプーチン大統領から「ロシア連邦功労法律家」の称号を授けられ、「ゾリキンは〔クレムリンに〕期待された判決を常に絶対に保証する人物である」と評価する政治学者もいる。他方で、エリツィンと対決したように、権力の圧力に屈しない硬骨漢として、司法権の独立を守っていると評価する者もいる。リベラル派で後に人権オンブズマンに任命されるルキンは、「新長官の下で、憲法裁判所は、いっそう独立し、自主性をもつだろうという極めて大きな期待が私にはある」と述べている。ゾリキン自身は、「憲法裁判所は変わるのか」というマスメディアの質問に対して、「いかなる革命もないだろう。われわれは〔過去とは〕異なる状況の下で生きているのだから、いかなる回帰もないだろう」と答えている。エリツィン・クーデターに対して憲法裁判所がとった行動は、当時の世論に支持されなかったが、それをどう評価しているかと聞かれ、「私は、大統領は憲法上の存在として憲法の枠内で行動すべきだと信じていた。憲法裁判所の悲劇は、われわれの目からすればあれ〔エリツィン・クーデターのこと〕は革命だったということだ。私は過去を評価しようとは思わないし、それは私の仕事ではない」と答えている（イズベスチャ 03 年 2 月 22 日）。また「1993 年 10 月〔エリツィン・クーデターのこと〕の仕返しをするつもりはない。なぜならあの事件から理性ある人は教訓を引き出したはずだから」とも語ったという（コメルサント 06 年 2 月 21 日）。

2006 年 2 月 21 日には、またまた憲法裁判所長官の改選が行われた。予備選ではゾリキン 16 票、ボンダーリ 9 票、エブゼーエフ 9 票、ジーリン 3 票だった。エブゼーエフは辞退し、残る三人につき本投票が行われた。その結果ゾリキン 14 票、ボンダーリ 3 票、ジーリン 1 票、無効 1 票で、ゾリキンが三選された（06 年 2 月 22 日の独立新聞、コメルサント、ロシア新聞、イズベスチャ）。ゾリキンもかつては権力と対抗していたが、2005 年 12 月の「知事任命制」合

憲判決に見られるように、最近は執行権力に対して妥協的であり、リベラル派は失望している。例えばリベラル派のリーダーとなったカスパロフ（かつてのチェスの世界チャンピオン）は、「もし 1993 年に彼がとったような立場を維持しておれば支持するだろう。しかし今では彼は執行権力に対抗する能力を失っており、・・・人の権利と自由の制限に向けられた権力のすべての決定が、憲法裁判所によってお墨付きを与えられている」（コメルサント 06 年 2 月 21 日）と語っている。

（3） 憲法裁判所移転問題

2005 年の末、憲法裁判所のサンクト・ペテルブルク市への移転問題が急浮上した。サンクト・ペテロブルク知事マトビエンコはその理由を、「真に歴史的な建物（旧元老院・宗務院の建物）に憲法裁判所を戻すことは、歴史的正義の回復である」とか、その方が「よい仕事の条件が整っている」、モスクワ市に国家機関が集中するのは良くない、「連邦官僚機構からの影響、ロビー活動および圧力がなく」、いっそうその独立性を増すことができる等々語っている⁽¹⁾。また同市の司法センター（サンクト・ペテルブルク大学法学部）がプーチン大統領の出身校であることも指摘している（独立新聞 05 年 12 月 21 日、コ

(1) 2003 年 5 月 27 日、当時北西連邦管区大統領代表だったマトビエンコ氏は、初めて裁判権力の移転案を語っているが、裁判官たちはそれに反対した。同年 10 月 8 日、ペテルブルク知事となったマトビエンコ氏は、再び移転案を提示した。当時ジュイコフ最高裁副長官は、移転案を「愚劣で有害な」案として拒絶したが、ヤコブレフ最高仲裁裁判所長官は、「政治的に根拠があり合目的である」と賛成している。2004 年 1 月 24 日、当時のカシヤノフ首相は、裁判機関の移転に関する予備的計画の作成を関係部局に委任した。ジュイコフ最高裁副長官は、そのような試みは何の利益もなく、無駄な支出だと批判している。同年 5 月 18 日、北西連邦管区大統領代表クレバノフは、裁判機関のための建物の提供問題は前進したが、同年中の移転は財政的理由のため考えていないと言明した。憲法裁判所副長官ストレコゾフは、「裁判システムにとって、またわれわれが擁護する使命を負っている人民にとって、何が良くなるというのか誰も説明してくれない。誰もわれわれの意見を問うてくれない」と不満を述べていた（コメルサント 05 年 12 月 21 日）。

メルサント 05 年 12 月 21 日)。

三権の一つの司法権力の中枢を、サンクト・ペテルブルク市に移転するという構想は以前から存在した。当初は憲法裁判所だけではなく、最高裁判所、最高仲裁裁判所も一緒に移転するというものであった。それはモスクワに対抗心をもつサンクト・ペテルブルク市の権威を高めるものであり、司法権力にとってもその権威と独立性を高める効果があったかもしれない。しかしこの期になって、移転は専ら憲法裁判所に限定されていく。2005 年 10 月 6 日、上院議長ミロノフは、「憲法裁判所は近いうちに移転するだろう」と発言した。最高仲裁裁判所長官アントン・イワノフは、「原則としてそのような決定が採択されたことはない」と述べ、移転は技術的に非常に困難であると語った。同年 12 月 15 日、大統領事務総長コージンは、「元老院と宗務院の建物の運命は年末までに決まるだろう」と語った。しかし憲法裁判所がそこに移転させられるだろうという情報については、肯定も否定もしなかった (コメルサント 05 年 12 月 21 日)。

12 月 20 日、ペテルブルク市議会は、下院に対する憲法裁判所移転のための憲法裁判所法改正の発議案を満場一致で承認した (コメルサント 05 年 12 月 23 日)。憲法裁判所法第 115 条は、憲法裁判所の所在地をモスクワ市と定めていた。これは憲法的法律であるから、その改正には下院の 3 分の 2 以上の賛成が必要であるが、与党「統一ロシア」は、3 分の 2 以上の議席を有していた。下院議長グルイズロフやプーチン大統領もそれを支持していると伝えられた (コメルサント 05 年 12 月 26 日)。

2006 年 2 月 2 日、ペテルブルクの立法議会議員集団は、憲法裁判所法改正案を正式に下院に提出した。改正案にはそれに必要に費用を支出することに同意したかのような政府の意見書が添えてあり (予算措置を伴う法案の提出には政府の意見を添付することが必要である)、政府も移転に肯定的であるかのように受け取られた (独立新聞 06 年 2 月 3 日、コメルサント 06 年 2 月 3 日)。3

月 14 日、下院の国家建設委員会は、改正案を支持する決定を行い、下院本会議の審議に委ねられることになった。06 年 12 月、下院は移転案を可決したが、上院はそれを否決し、その後両院で妥協案が模索されている。

このような憲法裁判所の移転問題が浮上したのは、背後に政治的問題が隠されているという見方がある。これは多分に当たっていると思われる。元々憲法裁判所の移転案は、サンクト・ペテルブルク市側の強い要望であったが、権力中枢はそれを利用して、憲法裁判所に圧力をかける意図があったと思われる。当時憲法裁判所は、重要な憲法裁判を抱えており、その判決言い渡ししが迫っていた。2004 年 12 月 11 日の「ロシア連邦構成主体立法（代表）・執行国家権力機関組織一般原則法」の改正により、連邦構成単位の首長（共和国大統領・州知事など）は、「ロシア連邦大統領の提案に基づき、連邦構成主体の立法機関によりその権限を与えられる」ことになった。大統領は提案するだけで最終的任命（「任命」の語は意図的に回避されているが）権は地方議会が有するのであるが、通常これは大統領による「知事任命制」と呼ばれている（以下そのように表現する）。社会主義崩壊後、地方の首長は有権者の直接選挙によって選出されていたが、それを大統領による「任命制」に変更したのであるから、これはまったく反民主的な変更である。この法改正の合憲性が当時憲法裁判所で審理されていたのである。

当時憲法裁判所判事 19 人のうち、少なくとも 6 人は違憲の判断に傾いていたといわれる。そして憲法裁判所は、分裂を回避するために最終的判断を回避する可能性があり得た。しかしクレムリン当局は、明白な合憲判決を必要としていた。そこで動揺する裁判官に影響を与えるために、移転問題を利用したというのである。憲法裁判所副長官ストレコゾフは、サンクト・ペテルブルクの方がいいとは全く信じられない、「（裁判官の）腐敗を断ち切るため」という理由は憤飯ものである、裁判官はいつでも辞めることができる、子供の教育のためにもモスクワの方がいいなどと語っている。憲法裁判所長官ゾリキンはこの

問題について沈黙を保った。12月20日、ゾリキンと会談したグルイズロフ下院議長は、ゾリキン長官が移転を合目的と評価したと語ったが、その後憲法裁判所報道官は、長官はこの問題についていかなるコメントもしていないと述べた（コメルサント05年12月21日、コメルサント06年2月21日）。

ゾリキン長官は「知事任命制」を違憲と判断しているとの観測もあった（コメルサント05年12月21日）。しかしこの裁判続行中の2005年12月9日、ゾリキン長官を含む何人かの憲法裁判所裁判官が大統領と会見している。その際ゾリキン長官は、「憲法裁判所は、時代遅れにならないように、しかし先回りして疑似革命へ至らないように、慎重な態度を守らなければならない」、あるいは憲法裁判所は「一方で間違った社会的期待を生まないように、他方で市民を憲法裁判について絶望させないように」活動することが必要だと語っており、合憲判決を示唆しているかのように受け取られていた（コメルサント05年12月21日）。2005年12月21日、憲法裁判所の判決が下された。合憲判決であった（ロシア新聞05年12月29日）。ヤロスラフツェフ、コノノフの二人の裁判官のみが少数意見を述べている。プーチン政権下、民主化に逆行する動きが目立つ中で、憲法裁判所は民主化の最後の砦の感があったが、それもプーチン政権に屈したかのようであった。マトビエンコ知事は、19人の憲法裁判所裁判官の住居として贅を尽くした「御殿」を建てる考えで、純金の便器が用意されているなどと噂されている（独立新聞06年10月4日）。

その後2006年6月、最高裁判所の方は、モスクワ市内の別の場所に移転した⁽²⁾（ロシア新聞06年6月21日、6月23日、イズベスチャ06年6月23日）。古い建物はクレムリンのすぐ近くのみすばらしい建物であったが、全国の裁判所とオンラインでつながり、市民も裁判情報にアクセスできるコンピューター

(2) 首都そのものの移転案もあった。それは、最高裁判所はオムスク市へ、最高仲裁裁判所はイルクーツク市へ、政府はエカテリンブルク市へ、モスクワ市に残るのは大統領だけという奇妙なものであった。2004年6月、この首都移転案（ロシア連邦首都法改正案）は、議会で否決された（議会新聞04年6月26日）。

システム「裁判権」を設備した新建物に移転したのである。この建物は 6 年前から建設が始まっていたのであり、一時期サンクト・ペテルブルクへの移転問題が生じるのは不思議であった。新しい最高裁判所に設置された正義の女神（テミス）像は、以前と異なり、なぜか「秤と剣」の代わりに「秤と盾」を持っている。攻撃の代わりに防御、これは何を意味するのであろうか。

第 4 章 仲裁裁判所と仲裁参審員制

(1) 仲裁裁判所の改組

2003 年に仲裁裁判所法が改正された。社会主義時代の行政機関としての仲裁委員会が、体制転換と共に仲裁裁判所に改組された経緯については別稿で論じたことがある。企業間や企業と国家諸機関の間の経済紛争は、普通裁判所ではなく仲裁裁判所の管轄であるため、民事紛争の重要な部分が後方で審理されることになる。現行の仲裁裁判所法（憲法的法律）は 1995 年に採択された（邦訳は、森下敏男「市場経済下のロシアの経済紛争」、『神戸法学年報』第 13 号、1997 年）が、市場経済の進展に伴う経済紛争の増加を背景に、2003 年に改正された（『ロシア連邦法令集』03 年 27 号 2699 番。同時に裁判システム法の対応する条項も改正された。『ロシア連邦法令集』03 年 27 号 2698 番）。改正の要点は、仲裁裁判所制度の強化のために、仲裁控訴裁判所を新設したことにある。

それまで仲裁裁判所システムは、①最高仲裁裁判所、②管区仲裁裁判所、③連邦構成主体仲裁裁判所の 3 段階で構成されていた。この②と③の間に仲裁控訴裁判所が設けられ、4 階建てのシステムに改組されたわけである。②は、仲裁破棄裁判所とも呼ばれることになった。したがって新システムは、①最高仲裁裁判所、②管区仲裁裁判所（仲裁破棄裁判所）、③仲裁控訴裁判所、④連邦構成主体仲裁裁判所の 4 段階となる。普通裁判所も、①ロシア連邦最高裁判所、

②連邦構成主体レベルの裁判所（共和国最高裁判所や州裁判所など）、③地区裁判所、④治安判事も4段階だから、それと歩調を合わせたことになる。ただし仲裁裁判所の方は、連邦構成主体レベルの裁判所が最下級であるのに対して、普通裁判所の方の州裁判所は上から2番目の上級裁判所である。それだけ仲裁裁判所は、高いレベルで設置されていることになる。これは企業間の経済紛争、企業と行政機関の紛争は、当事者がより広い地域にまたがって存在していることや、仲裁裁判所はより高い権威を必要とされていることによる。

管区仲裁裁判所は、全連邦を10の管区に分割し、各管区に一つ設置される。ロシアでは、全連邦を7つの管区に分けて大統領代理人が派遣されるなど、いくつかの種類の管区があるが、仲裁裁判所の管区は他の行政区画とは一致しない。今回の改正では、各管区に2つの仲裁控訴裁判所が設置され、それぞれ1から20までの番号が付けられている。例えば東シベリア管区には、第3番仲裁控訴裁判所と第4番仲裁控訴裁判所が設置される。元々ソ連の普通裁判所は2審制（第1審および破棄審）であったが、仲裁裁判所は発足の最初から3審制（第1審、控訴審および破棄審）であった。そして仲裁控訴裁判所が設置されるまでは、連邦構成主体の仲裁裁判所が第一審と共に控訴審も担当していたのである。改正後は、当然ながら仲裁控訴裁判所が控訴審を担当することになる。

さて最高仲裁裁判所長官は、社会主義末期に新設されて以来、ベニヤミン・ヤコブレフが務めていた（最初はソ連邦の、次いでロシアの）。彼は2004年末に70歳の定年を迎えた。そこで04年8月17日、ロシア新聞紙上に最高仲裁裁判所長官の公募広告が掲載された。募集したのは、ロシア最高裁判官資格協議会である（独立新聞04年8月18日）。結局最高仲裁裁判所長官に任命されたのは、プーチン周辺の法律家たちと同じように、レニングラード大学法学部卒のアントン・イワノフ氏であった（法令集05年5号329番）。

なおヤコブレフ前長官によれば、仲裁裁判所裁判官は負担過重であり、一人

1ヶ月に120件もの裁判を抱えているという（ロシア新聞05年4月29日）。またイワノフ新長官によれば、仲裁裁判所の「2007年問題」が存在するという。2007年には41人の仲裁裁判所長官（所長）と125人の副長官（副所長）が定年を迎えるが、新しい人事には時間がかかるため、空席が生じるのだという。そのため新（副）長官、新（副）所長が任命されるまで、前任者が職務を継続できるように、法改正が必要と主張している（イズベスチャ06年2月22日）。

（2） 仲裁参審員制度

人民参審員制が廃止されたことは先に述べたが、他方で仲裁参審員制が新設された。2001年には「ロシア連邦構成主体仲裁裁判所仲裁参審員法」（『ロシア連邦法令集』01年21号2288番。以下「仲裁参審員法」と略す）が制定された。

仲裁訴訟法典は、1991年、1995年（森下敏男「市場経済下のロシアの経済紛争」に抄訳がある。『神戸法学年報』第13号、1997年）、2002年（ロシア連邦法令集02年30号3012番）と、体制転換と前後して3回にわたって制定されている。それだけ経済関係の変化が甚だしかったことを物語っている。1995年の仲裁訴訟法典施行法（ロシア連邦法令集05年19号1710番）では、仲裁参審員制度の導入を実験的に行うことを決定していた。2002年の最新仲裁訴訟法典によれば、仲裁参審員の参加する裁判は、主として民事関係から生じる経済紛争の第一審であって、行政関係から生じる紛争（企業対国家機関）には参加しない。仲裁参審員の参加は、当事者の一方がその参加を申請した場合に行われる（第17条）。

仲裁参審員の参加する法廷で事件を審理することが決まった場合、各当事者は、当該仲裁裁判所の仲裁参審員名簿の中から、仲裁参審員の候補者を選び、裁判所に申請する。裁判所は、その候補者が裁判官忌避事由（例えば事件の当事者の近親者であることなど）に該当するかどうか審査し、そうでなければ仲

裁参審員として認めることになる(第19条)。こうして法廷は、職業裁判官1人と、各当事者が選んだ仲裁参審員2人、合計3人で構成されることになる。仲裁参審員は、裁判官と同じ権利および義務を以て裁判に参加する(ただし、裁判長は、職業裁判官が務める)。

2001年の仲裁参審員法の内容は、以下のようである。仲裁参審員の資格は、25歳以上の市民で、最高専門教育および5年以上の労働経歴(経済・財政・法律・管理・経営部門)を有する「非難の余地のない評判」をもつ市民である。その他前科がないこと、「裁判権の権威を損なうような信頼失墜行為」を行ったことがない者等々の条件が付いている(第2条)。連邦構成主体の仲裁裁判所は、商工業院、企業家協会・連合、その他の社会・職業連合体の候補者提案に基づき、仲裁参審員名簿を作成する。この名簿は最高仲裁裁判所に提出され、その総会の承認を受ける。承認された仲裁参審員名簿は公表される。仲裁参審員の人数は、裁判官の2倍以上である(第3条)。仲裁参審員の任期は2年であるが、任期満了後再び参審員になることは可能である(第4条)。

このように、仲裁参審員は、市民の間から不作為で抽出されるわけではない。経済紛争に通じたある種の専門家のなかから選出されることになる。

第5章 検事総長の交代をめぐる諸問題

(1) ウスチノフ検事総長の解任

強大な権限をもつロシアの検事総長は、平和的に退任したことがない。ソ連時代の1991年2月28日、ロシアに検事総長のポストが設けられ、エリツィン大統領はステパンコフを初代検事総長に任命した。1993年10月5日、エリツィン・クーデターの際、検事総長は議会側に味方したため、エリツィンによって解任された。代わって任命されたカザンニック検事総長は、下院の恩赦決定に従って1991年のクーデター事件の被告人達や、エリツィン・クーデター後の

騒乱事件の被疑者たちを釈放したため、1994年4月25日解任された。エリツィンが後任として提案したイリュシエンコは、結局上院で任命されることはなかったが、検事総長代行として事実上検事総長の職務を遂行した。彼はその後汚職の嫌疑で逮捕されるが、刑事事件は途中で終了となった。1995年10月24日、スクラートフが検事総長に任命された。1999年エリツィン大統領は、女性スキャンダルを理由に同氏を解任するよう提案したが、上院は拒否した。プーチン政権成立後の2000年4月14日、上院はスクラートフの解任に応じ、同5月17日、大統領の提案したウスチノフを検事総長に任命した⁽¹⁾（以上の経緯については、拙著『現代ロシア憲法体制の展開』参照、信山社、2001年）。

2005年4月13日、上院は、検事総長の任期切れを控えて、プーチン大統領の提案に基づき、ウスチノフを検事総長として再任した。賛成149票、反対0票、保留1票（総議員数178人）で、ほぼ満場一致であった（ロシア新聞05年4月14日、コメルサント05年4月14日、イズベスチャ05年4月14日）。

2006年6月2日、上院は、再任されてから1年ばかりしか経っていないウスチノフ検事総長を突如解任した（法令集06年24号2560番）。「本人の希望に基づき」、大統領の提案に従って解任するという簡単な決定であった。提案は突然なされ、上院議員たちにも事前に知らされていなかった。上院議長ミロノフは、「技術的な理由であって、政治的な隠された動機は存在しない」と説明した（コメルサント06年6月3日、ロシア新聞06年6月3日）。突然のできご

(1) ウスチノフは、1953年生まれで、1978年にハバロフスク法科大学を卒業した。2000年5月17日に検事総長に就任した。コーザック大統領府副長官兼政府官房長官とライバル関係にあり、同氏が提唱した統一捜査機関の新設に反対した。任期切れの2005年には、コーザック氏の新検事総長就任が有力視されていたが、同氏は峻拒したといわれている。2005年ウスチノフ氏が検事総長として再任された。同年のベスラン事件（チェチェン武装勢力による小学校占拠事件で多数の死者が出た）の後、ウスチノフ検事総長は、テロリストの親族を人質にすべきだと発言し、物議を醸した。2000年テレビ番組「イトーギ」で、ディレクターのキセリョフが、ウスチノフ検事総長は違法に住宅を取得したと発言したため、ウスチノフは名誉毀損でモスクワ市裁判所に訴え、勝訴している（コメルサント05年4月13日）。

とであるにもかかわらず、質問もほとんどでなかった。ただ1人スダレンコフ議員が辞職の理由を尋ねたが、「理由は何も書いてない」という解答で議論は終わっている。賛成140票、反対0票、保留2票で解任案は可決された。(コメルサント05年6月3日、05年6月5日)。検事総長の突然の解任は、これまでも常に政治的背景があった。にもかかわらず今回政界が沈黙しているのはむしろ異常である。ここにも民主主義的雰囲気の後退を感じる。

6月16日に、プーチン大統領は記者会見を行った。「なぜ検事総長を解任したのか」という質問に対して、大統領は、驚いた振りをして「解任だって？彼は自分から辞めたんだよ」と答えた。「彼は辞めるような人物には見えなかったが」という質問に対しては、「彼は秘密にする男だからね」と言って微笑した。そして「彼は6年間このポストで働いた。これは十分長い期間だ。特別なことは何もない。彼に対して何の不满もない。彼は自分の希望で辞めたんだ」と続けた(コメルサント06年6月17日)。大統領はウスチノフを同等の地位に横滑りさせることを示唆したため、当時そのポストが何であるか様々に予想された。その中には、最高裁長官のポストも含まれていた(コメルサント06年6月17日)。「同等の地位」については、検察機構等が改組されて、西欧諸国に例があるように、検事総長と司法大臣のポストを統合するのではないか(その場合ウスチノフがそのポストに就く)と言う憶測も生んでいた。

当時行われた世論調査の結果によれば、最高検察庁を信用するかという問に対して、①「信用する」14%、②「どちらかといえば信用する」31%、③「全く信用しない」26%、④解答困難29%であった。またウスチノフをどう評価するかという問に対して、①「肯定」13%、②「否定」7%、③「何も知らない」47%、④無関心27%、⑤解答困難6%であった(イズベスチャ06年6月5日)。検察庁もウスチノフも、あまり評価はされていないようである。

誰が検事総長の後継者になるかによって、解任の意図が明らかになるともいわれ、当時いろいろ予測もされていた。例えば元大統領の側近で大統領後継者

と目されたこともあるコーザック（プーチン政権成立時も彼は検事総長を提案されたが、断っていた。予審機関を検察機関から分離することなどを要求していたという）南連邦管区大統領代表が新検事総長に任命されれば、リベラル派の勝利というように。沿ボルガ連邦管区大統領代表コノバロフも有力候補とされた。彼もコーザック、メドベージェフと同じサンクト・ペテルブルク大学法学部卒である。下院第一副議長のスリスカ女史も候補者の1人とされていたし、その他2・3人の名前が上がっていた（イズベスチャ 06年6月20日）。

しかし新検事総長に任命されたのは、下馬評に上がっていなかったチャイカ法相だった。プーチン大統領は、2006年6月23日、チャイカを法相から解任し（ロシア連邦法令集 06年27号2921番）、上院に検事総長として提案した。同日上院は、賛成147票、反対1票でチャイカ氏を検事総長に任命した（ロシア連邦法令集 06年27号2889番、イズベスチャ 06年6月26日、ロシア新聞 06年6月24日）。チャイカ氏は、スクラートフ検事総長時代に第一検事次長であり、スクラートフが解任提案された後に検事総長代行に任命されていた。その後ウスチノフ氏が検事総長（当初代行、その後検事総長）に任命された際、チャイカ氏は法相に転任となっていた。今回彼が再び検事総長として検察機関に戻ってきたのである。チャイカ新検事総長は政治色のない実務家である（コメルサント 06年6月20日）。それと入れ替わりにウスチノフ氏は法相に任命され、彼が完全に失脚したわけではないことが明らかとなった。

チャイカ新検事総長の誕生後、06年7月5日 - 6日、モスクワでヨーロッパ評議会諸国の検事総長会議が開かれた。その場でチャイカは、「ロシアの検察システムは、ヨーロッパ基準に適合しているが、今後も改革と近代化を続ける」と発言した。さらに刑事事件とは別に個人の権利を擁護するロシア検察の権限（一般監督）に関する経験は、ヨーロッパ諸国にも参考になるのではないかと示唆した。これに対してロシア検察に対する西欧諸国の反応はおおむね好意的であつが、ヨーロッパ司法協議会議長のマイケル・ケネディは、「検察庁

は(政治の)操り人形になるべきではない」と釘を刺したという(イズベスチャ 06 年 7 月 7 日)。この日に先立ってチャイカ検事総長は、プーチン大統領との会談のなかで「それ(権利擁護機能)なしには検察庁は全く考えられない。われわれは権利擁護機能を通して一般監督の全機能を完全に実現することができる」と語っている(イズベスチャ 06 年 7 月 5 日)。検察機関の一般監督による市民の権利の後見的保護というロシア検察の伝統的機能を手放す意志はないようである。

(2) 大統領後継問題か、家具事件か

ウスチノフの突然の解任の正確な理由は分からないままであるが、次のような二つの説が流布されている。

一つは、次期大統領の候補者選びをめぐる、ウスチノフがその影響力を強めようとしていたため、大統領が牽制したというものである。最近ウスチノフは政治的傾向を帯び始め、大統領府副長官の 1 人セチンや首相フラトコフ、モスクワ市長ルシコフ(ルシコフ市長はモスクワ市とモスクワ州を統合して人口 2,500 万の大モスクワ国を創設する構想をもっているようで、その野心がウスチノフとのつながりを憶測させるようである。ロシア新聞 06 年 6 月 3 日)らと共に、ポスト・プーチンの候補者であるメドベージェフ第一副首相やイワノフ国防相に反対して統一戦線を形成し始めたというのである(ウスチノフの息子とセチンの娘は結婚している。ちなみにこの息子は、父親の辞職後の 6 月 20 日、自ら所有する車「トヨタ・カローラ」のガラスを割られて、1 万 6 千ルーブル盗まれた。ロシア新聞 06 年 6 月 22 日)。

特に 2006 年に入ってウスチノフの活動は活発化し、4 月には全国で密輸事件を摘発して税関に支配力を及ぼした。5 月には、大統領の同意を得ることなしにシブネフチ社の株式の 25 パーセントを差押え、それを基礎に独占輸送会社を創設しようとした。さらに大統領の許可を得ないままネネツ自治区知事を

逮捕しようとしたが、それはロスネフチ社に関する野心と結びついていたという。このような状況の下で、権力内部のバランスを壊さないようにプーチンが乗り出したというのである。メドベージェフとイワノフのリベラル連合がプーチンにウスチノフの追い落としを求めたとも、プーチン自身のイニシアティブともいう。これまでプーチン大統領を支える勢力には、シロビキ（武力派）とリベラル派（法律家・エコノミストなどの専門家）の対立があり、前者をイワノフが、後者をメドベージェフが代表していると目されていた。しかしイワノフ国防相も中間的な立場であり、より強硬な武力派グループがウスチノフなどによって形成されつつあったというわけである。一部ではウスチノフ氏も次期大統領候補の1人と目されていた（コメルサント 06 年 6 月 17 日）から、このことも同氏の解任に関係があるかもしれない。

その他、ウスチノフはクレムリンにとって不都合な寡占資本家（ホドルコフスキーなど）を排除したことによってその役目を終わったとか、彼はエリツィン時代から検察の要職にあり、プーチンへの忠誠度に疑問があったからだともいわれる（コメルサント 06 年 6 月 3 日、イズベスチャ 06 年 6 月 5 日、06 年 6 月 16 日）。

ウスチノフ解任の理由をめぐるもう一つの説は、家具事件とそれを結びつける説である。イズベスチャ紙は、この立場から報道している。では家具事件とは何か。

1999 年から 2000 年にかけて家具センター「三つの大黒柱」は、家具の大規模密輸を行い、税関の調査では約 800 万ドルの損害を国に与えた。内務省予審官ザイツェフがその捜査を担当していたが、2001 年 5 月最高検察庁は捜査の終了を決定し、逆にザイツェフを職権超越（2000 年 11 月、ザイツェフは検察官の許可を受けないまま端役の 1 人の搜索の実施を、十分な根拠なく勝手に決定したという）の疑いで刑事事件を開始した。「三つの大黒柱」側を支持した連邦保安局第一副長官ザオストロフツェフの父親は、「三つの大黒柱」所有者

ズーエフのパートナーであった。モスクワ市裁判所はザイツェフを無罪としたが、最高裁判所は原判決を破棄し差し戻した。

二度目の裁判を担当したのはクジェーシキナ判事であった。同判事によれば、「20年間の判事生活で初めて明らかな圧力を受けた」という。検察官ショーヒンは十分な審理を妨げ、裁判官および人民参審員の忌避を主張して証拠の提出を拒否した。その後モスクワ市裁判所長官エゴロフ（夫は連邦保安局幹部である）はクジェーシキナを呼び出し、彼女の前で第一検事次長ビリューコフに電話し、「今裁判官を呼び出したからこれから協議する」と言ったという。このことは、クジェーシキナには、検察庁と裁判所の幹部が合意の上で彼女に圧力をかけていると感じられた。人民参審員は検察官の粗暴な態度に耐えきれず辞任した。クジェーシキナは、マスコミに対して、エゴロフ・モスクワ市裁判所長官が、ザイツェフ事件の審理に際して圧力をかけたと公表した。

クジェーシキナはエゴロフ長官の指示に従わなかったため、事件は他の裁判官に引き渡されたという。モスクワ裁判官評議会は、クジェーシキナの裁判官としての権限を終了させる（解任）よう裁判官資格協議会に提案した。後者は、クジェーシキナが裁判権の権威を汚したという理由で、裁判官の地位を剥奪した。彼女はまずモスクワ市裁判所、それから最高裁に、解任決定の取消を求めて提訴したが、却下された。そこで彼女はヨーロッパ人権裁判所に提訴した。2006年4月、ヨーロッパ人権裁判所は、ロシア政府に問い合わせを行ったが、それに対して、同人権裁判所へのロシア全権代表ラプチェフは、ロシア政府はクジェーシキナの解任は正当とみなしていること、ロシア最高裁は、ロシアの裁判官は公権力を行使しているのであり、裁判官の権限の期限前終了の問題はヨーロッパ人権裁判所の管轄外であるとみなしていることを伝えた（イズベスチャ 06年6月15日、6月16日、コメルサント 06年10月3日）。

さてザイツェフ事件は他の裁判官によって審理されたが、結局ザイツェフは懲役2年の有罪判決を受けた（執行猶予つき）。ザイツェフもその後、ヨーロッ

パ人権裁判所に提訴している。2006年6月20日、連邦構成主体の裁判官評議会議長の会議が開催された。そこで挨拶に立ったレベジェフ最高裁長官は、「ロシアの裁判権は強化され、真に独立した」と語った。その後一人の出席者が勇氣ある質問をした。レベジェフ長官が出演したテレビ番組で、下院議員グーロフがザイツェフを支持する発言をしたところ、長官はその発言をたしなめたが、それはなぜかという質問であった。レベジェフ長官は困惑してしばし沈黙し、不愉快そうな表情で、「グーロフとの議論は、憲法と現行法について語っただけだ」と答をはぐらかした（独立新聞 06年6月21日）。これではロシア司法の独立は危うい。

イズベスチャ紙は、プーチンはこの家具事件の追及を進めるためにそれを妨害している検察機関のトップ（ウスチノフ）を解任したのだと推測している（イズベスチャ 06年6月15日、6月16日）。実際その後、家具事件の捜査は再開された。チャイカ新検事総長誕生後、検察庁の機構改革と一連の人事異動が行われた。家具事件の捜査を指導した第一検事次長ビリューコフは解任され、彼の指揮下で同事件を担当した特別重要事件捜査局長ルイセンコ⁽¹⁾も解任された。代わってウスチノフ前検事総長と対立して左遷されていたフロプーシンが新設の特別重要事件捜査監督部長に、同じくウスチノフの不興を買っていたレ

(1) ルイセンコは、1998年に、サンクト・ペテルブルク市長を務めたサブチャックにつき、収賄および職権濫用の疑いで刑事事件を開始した。サブチャックは、レニングラード大学（現在のサンクト・ペテルブルク大学）法学部の元教授であり、プーチンはその教え子に当たる。サブチャックは、ペレストロイカ期にサンクト・ペテルブルク市長に選出され、ポスト・ゴルバチョフの最有力候補者と目されたこともあった。彼は、市長時代にプーチンを副市長に迎えたが、このサブチャック・プーチン系譜が、現在のプーチン大統領を支えるサンクト・ペテルブルク人脈の源流である。刑事訴追を受けたサブチャックを国外に脱出させ、その刑事事件を打ち切らせたのは、当時大統領府統制局長だったプーチンである。その後ルイセンコは、当時最大の新興実業家であったグシンスキーを逮捕したが、彼の所有するマスメディアを国家に譲渡する代わりに刑事事件を終了し、国外脱出を許した。ルイセンコは、すべては合法的に行われたと述べているが、2004年ヨーロッパ人権裁判所は、ロシア検察庁は、グシンスキーからテレビ会社HTBを奪うために違法な目的で彼を逮捕したと認定している（コメルサント 06年9月12日）。

ニングラード州検察庁第一副部長のロスクトフが家具事件の予審官に任命された。6月14日、「三つの大黒柱」所有者ズーエフを含む5人が逮捕され（イズベスチャ06年6月15日、6月16日、コメルサント06年9月12日）、捜査が再開されている。ロシアが自らを法治国家と自称するのであれば、家具事件、ザイツェフ事件、クジェーシキナ事件の真相を解明しなければならない。

おわりに

元々ロシアでは、権力分立と権力の協力が同時に主張されてきたが、司法権と執行権の協力も進んでいるように見える⁽¹⁾。

大統領と裁判所のトップが会談することは比較的多い。既述の「知事任命制」の憲法裁判が行われていた期間中（2005年12月9日）に、大統領が憲法裁判所裁判官と会談したことは既述の通りである。この会談は、大統領が、憲法記念日（12月10日。前年までこの日は祝日であったが、この年から平日になっていた。祝日を廃止したこともロシア支配層の憲法に対する消極的姿勢を示していた）を口実に申し入れたものである。「知事任命制」裁判に対して無言の圧力を加える意図があったものと思われる。「知事任命制」を違憲と主張しているこの裁判の原告側（「右派勢力同盟」のメンバーなど）が、裁判官が裁判

(1) 1991年の古い決定であるが、国家の三権の幹部の俸給順位は49頁の表のように決定されている。1993年もこの表に従って労働報酬の決定がなされているが、現状は確認できていない。「最高会議」が「上院・下院」に代わり、「第一副首相」の所に「副首相」がくるのだと思われる（「第一副首相」というポストは現在は事実上のもので、法的根拠はない）。憲法裁判所は最高裁判所や最高仲裁裁判所より上位にあり、後二者と検事総長は同格とされている。また実際に果たしている役割と比較すれば、議会（最高会議）の格が高過ぎ、副首相と議会の委員長、議会の副委員長と大臣が同格というのはバランスを欠いている。とりわけロシアの議会は本会議中心であって委員会や予備的な役割しか果たしていないから、やや異常に感じられる。これはソ連崩壊の直前のことであり、当時はなお社会主義時代の「ソビエト」権力論（最高会議＝ソビエトに全権力を集中する）が尾を引いていたのであろう。

継続中に当事者の一方と会うのはルール違反だと主張し、関係裁判官の忌避を申し立てたこともあった（コメルサント 05 年 12 月 21 日）。

その他、新聞記事等からたまたま気づいたものを拾ってみても以下のような例がある。2006 年 3 月 13 日、大統領とゾリキン憲法裁判所長官は、公式情報への市民のアクセスの改善について協議した（コメルサント 06 年 3 月 14 日）。2006 年 6 月 22 日、大統領は最高裁判所の新建物への移転の式典に出席し、レベジェフ長官はじめ他の裁判官たちと会談した（ロシア新聞、コメルサント 06 年 6 月 23 日）。2002 年 3 月には、仲裁裁判所創設 10 周年記念式典に、大統領、首相、上下両院議長等々が出席している（ロシア司法 02 年 4 号 1 頁）。2003 年 2 月、最高裁判所 80 周年記念式典に大統領が出席した。先にみたように、第 6 回全ロシア裁判官大会にも大統領は出席した。ロシア連邦裁判官評議会には、下院副議長、副知事、7 管区大統領副代表などが参加している（ロシア司法 03 年 7 号 12 頁）。治安対策その他の諸問題をめぐって、三つの裁判所の長官と大統領が協議することは珍しくないのである。権力分立、司法権の独立の観点から、このような状態は望ましくない。

◎ロシアの立法・執行・裁判権力の労働報酬の位置づけ表
（ロシア共和国人民代議員大会・最高会議通報 1991 年 47 号 1591 番）

第 1 ランク	最高会議議長	大統領	憲法裁判所長官
第 2 ランク	最高会議第一副議長	副大統領 首相	最高裁判所長官 最高仲裁裁判所長官 検事総長
第 3 ランク	最高会議副議長 最高会議両院議長	第一副首相	
第 4 ランク	両院副議長・委員長	副首相	
第 5 ランク	副委員長その他	大臣その他	

エリツィン時代は、政治的にも経済的にも混乱が続いていた。しかし政治的混乱は、見方を変えれば、民主主義の一現象でもあった。社会全体を統一的に支配する勢力はなく、それぞれの政治主体が独自に、多元的に行動していた。他方でプーチン政権下では、経済的混乱は一応収束し、それに対応して政治的にも安定した状況が生まれている。しかし政治的安定はプーチン大統領を頂点とした政治の一元化と併行しており、反対勢力に対する有形・無形の圧力は強まり、民主主義は後退している。

最近ロシアではスルコフ大統領府副長官の唱える「主権民主主義論」なるものが盛んである。これは西欧民主主義とは異なるロシア独自の民主主義を追求すべきだという主張である。もっとも次期大統領候補の一人でややリベラルな傾向をもつメドベージェフ第一副首相やプーチン大統領自身は、この概念は「主権」と「民主主義」という次元の異なるものを結びつけていると批判的なコメントを加えている。ともかく「主権民主主義論」のような考え方の登場は、アメリカの対ロシア政策と無関係ではない。旧ソ連諸国や東欧へのアメリカの進出とロシアの影響力のいっそうの低下が、ロシアのナショナリズムを刺激しているからである。アメリカは、ロシアを封じ込めてますますその反動化を促進するような政策をとってはならない。

邦訳：ロシア連邦一般管轄連邦裁判所陪審員法

(2004年8月20日、ロシア連邦法令集2004年34号352番)

第1条 陪審員の参加による刑事事件の審理

一般管轄連邦裁判所陪審員（以下陪審員）の参加による刑事事件の審理は、ロシア連邦最高裁判所、共和国最高裁判所、道・州裁判所、連邦を構成する都市・自治州および自治区の裁判所、ならびに管区（艦隊）軍裁判所（以下裁判所）において実施される。

第2条 ロシア連邦市民の陪審員としての裁判権行使への参加

1. ロシア連邦市民（以下市民）は、陪審員の参加すべき第一審裁判所による管轄下の刑事事件の審理に際して、陪審員として裁判権の行使に参加する権利を有する。この権利の制限は、連邦の法律によってのみ定められる。

2. 陪審員の候補者名簿に記載された市民が、陪審員として裁判権の行使へ参加することは、その市民としての義務である。

第3条 陪審員に必要な条件

1. 陪審員になりうるのは、陪審員候補者名簿に記載され、ロシア連邦刑事訴訟法典の定める手続に従い、裁判所による刑事事件の審理のために招集された市民である。

2. 以下の者は、陪審員および陪審員候補者になることはできない。

①陪審員候補者名簿作成時に25歳に達していない者

②抹消または取り消されていない前科を有する者

③裁判所によって行為無能力者と認められた者、裁判所によって行為能力を制限された者

④アルコール依存症、麻薬依存症、毒物依存症、および慢性的かつ長期の精神疾患の治療のために、麻薬または精神神経症診療所に登録されている者

3. 以下の者も、ロシア連邦刑事訴訟法典の定める手続による具体的な刑事事件の裁判所による審理に、陪審員として参加することは許されない。

①犯罪実行の被疑者または被告人

②裁判手続で用いられる言語を習得していない者

③裁判所による刑事事件の審理への十全の参加を妨げる身体的または精神的障害がある者

第4条 陪審員候補者の一般名簿および予備名簿

1. ロシア連邦構成主体の国家権力の最高執行機関は、4年毎に、陪審員候補者の一般名簿および予備名簿を作成し、その中に対応する裁判所の活動に必

要な数のロシア連邦構成主体の領域に恒常的に居住している市民を含める。

2. 各自治体からロシア連邦構成主体の陪審員候補者の一般名簿に掲載すべき市民の数は、ロシア連邦構成主体に恒常的に居住している市民数と自治体に恒常的に居住している市民数の比率におおむね照応しなければならない。

3. 陪審員候補者の予備名簿に掲載すべき市民の数は、ロシア連邦構成主体の国家権力の最高執行機関によって定められ、陪審員候補者の一般名簿に掲載すべき陪審員候補者数の4分の1以下とする。

4. 管区（艦隊）軍裁判所の陪審員候補者の一般名簿および予備名簿は、本連邦法第5条ないし第8条の定める手続により、地域指標に従い、対応する管区（艦隊）軍裁判所所長の提案に基づき、ロシア連邦構成主体の国家権力の最高執行機関によって作成される。

第5条 陪審員候補者名簿の作成の手続および期間

1. 裁判所の長は、陪審員候補者の一般名簿および予備名簿に以前掲載された陪審員候補者の権限期間満了の3ヶ月以上前に、対応するロシア連邦構成主体の国家権力の最高執行機関の長に、裁判所の活動に必要な陪審員候補者数を提示する。

2. ロシア連邦構成主体の国家権力の最高執行機関は、本連邦法第4条に従い、陪審員候補者名簿の作成の手続および期間を定め、自治体の執行・処分機関に、対応する自治体から陪審員候補者名簿に含むべき市民の数を通知する。陪審員候補者名簿の作成に際して、上記市民数は、10パーセントの範囲内で超過することができる。

3. 陪審員候補者名簿は、ロシア連邦国家オートメーション・システム「選挙」の情報資源に含まれる有権者の人的統計に基づき、所定の数の市民の偶然的選抜の方法により、ロシア連邦構成主体の各自治体ごとに、自治体の執行・処分機関によって作成される。その際、本連邦法第3条第2項に従い陪審員になることができない市民は、選抜された市民の数から削除される。

4. 自治体の執行・処分機関は、陪審員候補者名簿の作成について、当該自治体の領域内に居住している市民に告知し、陪審員候補者名簿に掲載された市民に通知する。2 週間上記名簿を閲覧する可能性を市民に与え、陪審員候補者名簿からの市民の削除、および陪審員候補者に関する不正確な情報の訂正に関する書面による市民の申請を審理する。

5. 自治体の長(自治体の憲章でそのような職務が定められていない場合は、地方自治の代表機関によってその権限を与えられた者)の署名した正確な陪審員候補者名簿は、ロシア連邦構成主体の国家権力の最高執行機関に提出される。

6. ロシア連邦構成主体の国家権力の最高執行機関は、自治体の執行・処分機関から受け取った陪審員候補者名簿に基づき、ロシア連邦構成主体の陪審員候補者一般名簿を作成し、それはロシア連邦構成主体の国家権力の最高執行機関の長によって署名され、印章で認証される。

7. ロシア連邦構成主体の国家権力の最高執行機関は、陪審員候補者の一般名簿の作成と同時に、陪審員候補者の予備名簿を作成する。その中に含まれるのは、対応する裁判所の恒常的所在地の居住地域内に恒常的に居住する市民のみである。

8. 陪審員候補者の予備名簿は、ロシア連邦構成主体の国家権力の最高執行機関の長によって署名され、印章で認証される。

9. 陪審員候補者の一般名簿および予備名簿は、対応する自治体のマスメディアにより、陪審員候補者の姓・名・父称のみが公表される。

10. 市民は、ロシア連邦構成主体の国家権力の最高執行機関に、陪審員候補者名簿に根拠なく含まれていること、上記名簿からの削除、またはこの名簿に含まれている陪審員候補者についての不正確な情報の訂正について申請書により訴える権利を有する。

11. ロシア連邦構成主体の国家権力の最高執行機関は、受け取った申請書を 5 日以内に審理し、決定を採択する。その決定については、民事訴訟法制の

定める手続により、裁判所に訴えることができる。

12. 陪審員候補者の一般名簿および予備名簿に加えられた変更および補充は、対応する自治体のマスメディアで公表される。

13. 自治体の執行・処分機関およびロシア連邦構成主体の国家権力の最高執行機関は、毎年（または裁判所の長の提示するさらに短い期間毎に）陪審員候補者名簿を点検し、必要な場合は本条の規定に従って変更および補充し、陪審員になる権利を喪失した市民をそこから削除し、補充的にそこに選抜された者を含める義務を負う。

14. 自治体の執行・処分機関に委譲された陪審員候補者名簿の作成に関する国家権限の財政的保証は、ロシア連邦政府の定める手続および金額において、連邦予算の資金によって実現される。

第6条 陪審員候補者名簿の作成のための情報提供に関する組織の長および役職者の義務

1. 組織の長および役職者は、その組織的・法的形態とは関わりなく、自治体の執行・処分機関およびロシア連邦構成主体の国家権力の最高執行機関の照会に対して、陪審員候補者名簿の作成のために必要な情報を提出する義務を負う。

2. 本条第1項に掲げられた者は、陪審員候補者名簿の作成のために必要な情報の未提供、および故意による不正確な情報の提供に対して、ロシア連邦行政的違法行為法典の定める責任を負う。

第7条 陪審員候補者の一般名簿および予備名簿からの市民の削除

陪審員候補者の一般名簿および予備名簿に掲載された市民は、以下の場合、ロシア連邦構成主体の国家権力の最高執行機関により、当該名簿から削除される。

①本連邦法第3条第2項の定める事実が明らかになった場合

②陪審員の義務の履行を妨げる以下の事実の存在について申請書が市民によっ

て提出された場合

- (a)裁判手続で使用される言語を習得していない場合
- (b)健康状態のため陪審員の義務を履行することができないことが医療証明書により確認された場合
- (c)65 歳に達した者
- (d)国務または地方自治機関の被選挙職務に就いている者
- (e)軍人
- (f)裁判官、検察官、予審官、捜査官、弁護士、公証人、または内務機関、麻薬・向精神薬流通監督機関、執達吏局、税関、ならびに刑事執行システムの機関および施設の特別称号をもつ勤務員、特別許可（認可状）に基づいて私立探偵活動を行っている者
- (g)聖職者

第 8 条 陪審員候補者の一般名簿および予備名簿の裁判所への提出

1. ロシア連邦構成主体の国家権力の最高執行機関によって作成された陪審員候補者の一般名簿および予備名簿は、前回提出された陪審員候補者の一般名簿および予備名簿に含まれた陪審員候補者の権限期間満了の 1 ヶ月以上前に、対応する裁判所に提出される。

2. 本連邦法第 5 条第 13 項に従って陪審員候補者の一般名簿および予備名簿に加えられた変更は、1 週間以内に対応する裁判所に提出される。

3. 裁判所に届いた陪審員候補者の一般名簿および予備名簿に、本連邦法第 3 条第 2 項に列举された者、または本連邦法第 7 条第 2 項に従い、陪審員候補者名簿からの削除についての申請書を提出した者が含まれていることが明らかになった場合、またこれら名簿の補充が必要な場合、裁判所の長は、ロシア連邦構成主体の国家権力の最高執行機関に、陪審員候補者の一般名簿および予備名簿の変更および補充の必要性に関する提案を行う。

第 9 条 ロシア連邦最高裁判所の陪審員候補者

ロシア連邦最高裁判所による刑事事件の審理へ参加するための陪審員候補者は、ロシア連邦構成主体において裁判所のために作成された陪審員候補者の一般名簿および予備名簿から、ロシア連邦最高裁判所の事務機関により偶然的選抜の方法によって選ばれる。

第 10 条 市民による陪審員の義務の履行の手続および期間

1. 市民は、ロシア連邦刑事訴訟法典の定める手続により、1 年に 1 回 10 労働日、もし陪審員の参加の下で始まった刑事事件の審理が上記期間中に完了しなかった場合は、その事件の審理の全期間、陪審員の義務の履行のため裁判所に招集される。

2. 裁判所に招集されたが陪審員団の構成員として選抜されなかった陪審員候補者、および本連邦法第 3 条および第 7 条の定める事由により陪審員候補者の義務の履行を免除されなかった陪審員候補者は、他の法廷の陪審員として参加させることができる。

第 11 条 陪審員の物質的保証

1. 陪審員による裁判権行使義務の履行期間について、対応する裁判所は、連邦予算の資金から、当該裁判所の裁判官の職務給の 2 分の 1 の額において、裁判権の行使への陪審員の参加の日数に比例して、ただしその陪審員の本来の職場における平均賃金以上の補償金を陪審員へ支払う。

2. 陪審員には、当該裁判所の裁判官のために法制によって定められた手続および金額において、出張費および裁判所の所在地への往復の交通費が支給される。

3. 陪審員に対して、その裁判権行使義務の履行期間、本来の職場において、労働法制の定める保証および補償が維持される。この期間、使用者の発意による陪審員の解雇、または他の仕事への配置転換は許されない。

4. 陪審員による裁判権行使義務の履行時間は、すべての種類の労働経歴の計算に算入される。

第12条 陪審員の独立性および不可侵性の保証

1. 裁判権の行使期間中の陪審員に対して、ロシア連邦憲法、1996年12月31日の連邦の憲法的法律である「ロシア連邦裁判システム法」、1992年7月26日の連邦の法律である「ロシア連邦裁判官地位法」第9条第1号（第3パラグラフ、第4パラグラフおよび第6パラグラフを除く）、同条第2号第1パラグラフ、第10条、ならびに第16条第1号、第2号、第5号、第6号、第7号および第8号、1995年4月20日の連邦の法律である「裁判官ならびに法維持および統制機関の役職者国家保護法」ならびに本連邦法によって定められた独立性および不可侵性の保証が適用される。

2. 陪審員による裁判権行使義務の履行を妨げる者は、ロシア連邦法制に従って責任を負う。

第13条 結びおよび過渡規定

1. ロシア連邦法制により陪審員の参加による刑事事件の審理が定められている裁判所のための陪審員候補者名簿は、本連邦法の施行の日から3ヶ月以内に作成されなければならない。

2. 本連邦法の施行以前に陪審員候補者名簿に掲載されていた市民は、本連邦法に従った陪審員名簿の作成まで、またその期間内に終了させることができない刑事事件の審理に陪審員として参加している場合は、その事件の審理の終わるまで、その権限を維持する。

3. 以下の法律は失効する。

①1981年7月8日の「ロシア共和国裁判所構成法」（『ロシア共和国最高会議通報』1981年28号976番）第5部

②1993年7月16日の「ロシア共和国裁判所構成法、ロシア共和国刑事訴訟法典、ロシア共和国刑法典、およびロシア共和国行政的違法行為法典の改正および追加についての法律」（『ロシア連邦人民代議員大会・最高会議通報』1993年33号1313番）第1部第5項

③2002年7月25日の「防火安全分野の国家管理の整備と関連したロシア連邦の一部の法令の改正および追加についての法律」(『ロシア連邦法令集』2002年30号3033番)第1条

ロシア連邦大統領 ヴェ・プーチン

モスクワ、クレムリン

2004年8月20日